

平成26年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年3月26日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 2 議案第16号 平成26年度御宿町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算
- 日程第 4 発議第1号 町道0110号線危険箇所に係る信号機設置に関する意見書の提出
について
- 日程第 5 請願第1号 広域ゴミ処理施設建設にともなう県道の整備を求める請願書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第2号 議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算に対する修正動議
- 追加日程第2 発議第3号 広域ゴミ処理施設建設にともなう県道の整備に関する意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君		

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主査	古畑貴子君
------	--------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、教育長は公務のため退席しています。

議会だより編集のため、写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午前10時02分）

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

24日に、3番、石井芳清君から要求のありました資料の提出がありました。ただいまから配付いたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 顧問につきましては、24日に大竹企画財政課長より議案の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） ただいまお配りさせていただきました資料についてご説明させていただきます。

まず、事業の経過について朗読をさせていただきます。

地域の活性化を目的に、一般社団法人御宿町観光協会を実施主体に、民間所有の源泉から温泉水を購入し、タンクローリーを使用して、供給を希望する町内の宿泊施設に、温泉水を販売

する計画が、国の地域経済循環創造事業交付金事業に採択され、事業を推進してまいりました。観光協会では、年度当初の理事会、総会で、観光協会での温泉町づくり事業の説明、承認はされておりましたが、事業を進める中で、温泉の購入価格や参加者見込みなど、当初計画との乖離が出てきました。町では、これを重く受けとめ、事業の進捗状況、温泉源との契約内容など、事業の詳細について議会に付議し、事業方針について観光協会として機関決定されるようお願いしておりましたが、これについての理事会は招集されないままに、事業が停滞しておりました。

本町の長年の懸案である通年観光実現のための大きな要素であること、また地域活性化事業として国に認められていることから、ぜひとも温泉事業を進めたいとの考えのもと、その打開策として、町で探した廉価で調達できる別の温泉源とそれに伴う実施手段の一部変更を観光協会にご提案し、観光協会理事会において2度にわたるご協議いただきましたが、観光協会を実施主体とする地域経済循環創造事業交付金事業としての温泉町づくり事業は行わないことが決定しました。

事業の主な財源となる地域経済循環創造事業交付金は、地域資源を生かした先進的で、持続可能な事業を始める民間業者等に対して、事業化段階で必要となる経費について、国から交付金が交付されるもので、交付金は国から町に対して交付され、町は、これを用いて、民間事業者等が事業化段階で必要とする経費の助成を行うものです。また、交付対象事業は、地域住民の資金の活用、地域金融機関の融資を伴うものとし、当該地域金融機関による採算性の審査を経るもので、当該地域金融機関により、事業体に信用力の審査を経ることとされています。

事業主体が事業の中止を決定したこと及び金融機関の融資が一括返済されたことにより、地域経済循環創造事業交付金事業としての成立要件は消滅しましたので、町では、事業支援の実施を断念しました。

次の、2ページですが、これは時系列にまとめてあります。

こちらの平成25年1月28日に観光協会から調査費用の援助要請がございました。2月5日に地域経済循環創造事業交付金事前照会がございまして、この段階で、観光協会に、このような事業があるのでいかがかというような問い合わせをいたしました。2月26日に政府の補正予算が成立いたしまして、3月5日に交付金の交付申請をいたしました。これに基づきまして、3月26日に交付金の交付決定をいただきました。年度が変わりまして、4月17日に、協会の宿泊委員会で、御宿温泉町づくり事業の説明会を実施しました。こちらは、参加が19人でした。翌18日には、全員協議会で議員の皆様にご説明をさせていただきました。5月8日

に、観光協会の通常理事会、これは総会付議議案の審議を行いました。5月16日に観光協会の通常社員総会が開催されまして、温泉事業を含みます平成25年度事業計画が承認されました。また、その後、食品衛生協会の総会でも温泉事業の説明をしております。5月31日に、銀行融資、こちらは千葉銀行でございますが、500万の融資が実行されました。6月18日の定例議会にて、1,350万円の補助金について予算化をお願いいたしました。また、10月2日には、議会改革と施策提言委員会が開催されまして、温泉町づくり事業の進捗状況についてご説明させていただきました。12月9日の定例議会におきまして、一般質問の中で、町で別の温泉源を探す旨、答弁をしております。

年が変わりまして、2月7日、12月定例議会が終わりましてからこの2月7日までは、別の温泉源を探しておりました。温泉源が見つかりましたので、2月7日に、協会三役に代替案を説明させていただいた上で、理事会の開催を要請いたしました。2月13日には、宿泊委員会において変更した代替案についての説明をいたしまして、こちらは、12施設の方がお見えになりました。2月21日には、議員協議会において変更の温泉事業の説明をさせていただいております。2月25日に、その内容を観光協会長にご報告させていただきました。3月6日に、観光協会の理事会が開催されまして、16人出席いたしましたが、その日は残念ながら結論に至りませんでした。3月8日、こちらの理事会の三役と理事会の進行方法等を確認いたしました。3月14日、協会の理事会では、13人出席で、投票の結果、事業の中止を決定いたしました。この採決結果は、事業に、反対が7、賛成が5、棄権が1でございます。これをもって、総務省へ事業の中止をご連絡させていただいております。3月19日に、千葉銀行の融資を、観光協会一括返済をしております。また、3月22日、この間の連休中の土曜日でございますが、総務省から廃止の手続についての指示がございました。3月24日に、定例議会、こちらは、減額の補正予算案、現在、審議していただいているものをご提案させていただきました。

3ページでございますが、これは当初に申請した事業費でございまして、必要とする事業としては、事前調査費として150万円、備品設備購入、これは、主にタンクローリーの価格でございますが、1,720万円、その他の管理費として、人件費を含みます180万円で、総事業費2,050万円、これが国に認められた事業経費でございます。下は、その2,050万円の資金計画でございまして、協会の自己資金が200万円、金融機関の融資、これが500万円でございます。町の補助金1,350万円は、国からいただきます地域経済循環創造事業交付金でございまして、この1,350万円につきましては、事業の完了をもって現金が交付されますので、お金自体は、町のほうへ交付はまだされておられません。

今後の事務につきましてですが、もう一枚、ペーパーは用意させていただきましたが、こちらの地域経済循環創造事業交付金事業の変更申請書、これを3月中に総務大臣宛てに提出いたしまして、一連の温泉事業は廃止となります。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 中断したときの答弁がまだ終わっていません。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 理事会は源泉の変更を承認したのかというようなご質疑ですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○産業観光課長（田邊義博君） 理事会は、源泉の変更を承認しているのかというようなご質問が1つと、あと協会で、重要事項は社員総会で決議するのではないのかというような2点でよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○産業観光課長（田邊義博君） 理事会は源泉の変更を承認したのかということでございますが、これは、3月14日の理事会で変更は認められませんでした。

運営上の重要な事項、社員総会で決める決まりではないかということでございますが、観光協会の定款第14条に、「社員総会は、法令の定める事項のほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する」と規定されております。また、第16条には、「社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決し、会長が招集する」とされております。他団体のことございまして、運営に特にかかわるものでございませぬが、理事会が社員総会の招集を決めておりませぬので、社員総会は開催されておりませぬ。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 確認なんですけれども、観光協会は、補助事業者ではないと、交付金は使っていないからという言い方しましたよね。したんですよ、議事録は見てください。

そういう中で、普通の考えでいきますと、国のほうが予算案を可決してくれた、それはわかりますよね。この事業に対して御宿町議会でも可決したと、そうしたらもうあとは、事業執行したときに現金が入ってくるというのが通常の補助金の経緯ですから、それはそのとおりだと

思います。そういう中で、議会が承認したものは、もう事業として認められていることなんです。だから、これは、事業者という認識でいるのが普通なんじゃないんですか、それが1点。

あなたは、予算を使っていないから、事業者じゃないという言い方していましたが、でも、そうしますと、一連のこの問題は全部行政の中に入っちゃいますよ。これは、申請は、御宿町長が申請しているものであって、その内容の変更も、御宿町長ができるということができる規定になっています。ところが、あなたは、協会が持ってこない、協会が持ってこないと全部協会のせいになっています。

もう一つ、この一番最後のぺら、どういう形かは別としても、価格面で調整がつかなかったという話では、これは虚偽ですよ。11月1日に契約するという話、それは、町長も認めているでしょう、とりやめさせたと。調整がついていたんですよ。前日に、協会長と源泉元と、じゃあした契約しましょうという調整はついたんです、金額はともかく。だから、調整はつかないというのは、これは、問題がある。事業が、赤字、黒字は別としても、価格面の調整はついてたんですよ。それを町長がとめたことは、町長が認めていますから、それ以上は、これはいいですけども、この文言はおかしいですよ。

それと、再三にわたって、大野議員も貝塚議員も、タンクローリーは買わないという言い方して、内部調整していくという形のものがあったわけですよ。あなたたちが提案したものは、去年の2月、3月に申請を出すための仮契約書、それも、覚書のほうに書いてあって、金額は入っていない、そういう中で、金額の調整はしていて、最終的に調整できたのが、金額はともかく、調整ができて調印すると、だからこの文言は、ためにする文言だと思います。

それと、もう一点、事業主体が事業の中止を決定したこと、その前に大多喜の温泉がノーだということなんじゃないんですか。もう一つ言えば、提案する前に申請した事業がありますよね。2案出すときは、まず最初のを処理してから新しい提案でしょう。前のここにあるものがまだ生きている中で、また上っかぶせていくという話じゃない。この議場でも、一つの議案を処理してから、次の議案に行くという中で、最初の町の総務省に申請した、石田町長が申請したものに対して、まずこれを取りやめるという決定してから、新しい提案をしていくのが常道なんではないでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

課長、上で聞こえないそうですから、大きな声で。

○産業観光課長（田邊義博君） 事業を2種類並べて、これが以前のタンクローリーを使う計画ですよということと、我々で考案しました大多喜から持ってくる案、併記してお示ししてあ

ります。会長がおっしゃるには、タンクローリーは買わなくしたので、お金はかからないんだということで、別にそれは、お金がかからない中で、この交付金を使わずにできるから、それは、進めていくんだというようなお話がございました。我々としては、そちらもやるし、こちらもやっていただきたいということでご提案させていただいたところです。

○9番（瀧口義雄君） 一番最初の質問、価格の調整がつかなかったと書いてあるけれども、調整はついたんでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、議員さんのご指摘がありました10月31日の件、そして11月1日の件、そのとき、7万円という価格が、それ以前に、一昨日の会議の中でもございましたが、8月、9月と2回ほど、議員さん、会長と見えております。そういう中で、どうしても7万円だと、これ以上下がらないというお話でしたね。それで、私は、タンクローリーではなくて、そのときは、タンクローリーはもうやめるという話になっていましたので、7万円ということについては、これこれこのぐらいの計算をすると、1年間、赤字が出ますよという中で、これは、将来、観光協会の存在に非常な危惧が懸念されるということで、再考されたほうがいいですよという私はあの発言をしたわけでございます。それを受けて、会長さんがご判断していただいたわけでございます。

そういうことで、調整がつく、つかないは、それとそれまでに、ご承知のように、観光協会内部でほとんどこういった内容が知られていなかった。ごく少数の方々が事業を推進していた、これは、ぜひ重要な事項ですから、観光協会理事会に、会長さん、出されたほうがいいですよ、決議したほうがいいですよということを私は申し上げたんです。それをしない状況の中で、事業が進まなくて停滞したという状況でございますので、今のご質問については、そのようにお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、よろしいですか。

（瀧口議員「いいですよ、どうぞ」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

今、町長の答弁の中に、7万ではということ、恐らくそのとき、7万が赤字になるというのは、何軒が参加して、これでは赤字になるということ、町長は、その情報は得てそういうことを言ったんですか。その時点では、はっきりと何軒というのは2軒ですよ。だから、2軒で、

この赤字、協会のこの事業を進めてはならんという考えがあったんじゃないですか。その後の瀧口議員が調整と言ったのは、調印、契約を結ぶ前に、そういう中でやる人たちの意見を聴取したところ、赤字の出ないような方法でということで、まず契約をされて、この事業を実行するということが前提だったんですよ。それで、契約をしましょうということになる。

町長の7万円というのは、恐らく何軒の宿泊関係者が参加するかというのを承知していたんですか。2軒だからだめだという意見があったんじゃないですか、町長の耳に入ってきたんじゃないですか。2軒のために、そんな大きな赤字を協会ができないと、私はそういうふうに聞いていますよ、だから調整したんですよ。

何で、再三言っているように、進めましょうと言っている私たちの気持ちを素直に酌み取って、協議に参加させてくださって、この事業は、私の公約であるから、この機会に何としてでも御宿を温泉町にしたいんだと、その情熱を何で私たちにぶつけてくれなかったんですか。ここにも書いてあるでしょう。この効果、これに、きのう、前日ですか、読み上げていただきましたよね、事業目的や何かは。その中に、この温泉事業を進めることによって、観光御宿についていいということを書いてある。これは、町長は、目を通して、そうだ、俺の考えている、俺の公約したことにぴったりだということで推薦したんでしょう。

前回、私、いろいろ聞いたけれども、今、聞いて、本当に町長、言っちゃ悪いけれども、心底あなたが、5年前に、町民に約束した実行する最高のチャンスだったんじゃないですか。だから、協力しましょうと何回も言ったでしょう、課長にも言ったでしょう。何で、じゃ源泉元の元湯さんと進めていただこうとする人たちを寄せて、何でこの事業をやっつけようとしなかったんですか。あなたが自分の考えをというんだったら、大多喜の温泉を御宿の温泉ですと誰がやりますか。今、問題になっているSTAP何とかというもののあれでも、何かおかしいでしょうというようなことで問題になっているじゃないですか。まして、100%果汁だなんていうジュースが許されて、25%や30%しか入っていない。

温泉許可をいただくと、浴場内の見える場所に、源泉は何々源泉、効能は何々、こういう方は入っちゃいけませんよと禁断事項も全部書いて掲げるですよ。それで、大多喜の温泉、大多喜の何々源泉と出たときに、御宿は温泉町だと宣言したけれども、何なんだ、これはにせものじゃないかと、そんなことはできませんよというのが、私たち、また協会長もそうなんです。

ですから、町長が示された安価な温泉だといっても、誰もそれを承知しないんですよ。この理事会で、反対7、この人たちの意見は、御宿を世間に、そういううそつき町だということをさらしていいのかと、そんなことはできないよ、まして自分の宿が、そんなことはできないと

いって反対したんですよ、聞くと。

私が言っているのは、町長の事業を潰そうと言っているんじゃないんですよ。これだけの情熱を持って、やるんだ、やるんだといって、やっとこのチャンスが来た。通年観光で、お客さんが来て、御宿町が潤う、それは全ての産業に波及するんだということが書いてあるじゃない。だから、この事業を実施しますから、補助金は下さいよと修正したじゃないですか。

それを私は、努力しましたが、できませんでした、協会が反対でしたから、何でその前にもっとちゃんと時間があつたでしょう。よく町長は考えてください。今後、町長に、この町政を任せて本当に不安ですよ、正直言って。町長がやろうとしていることを私は、調整しているんです、一緒にやりましょうとしているんですよ。私でも、議員になって、通年観光、何度も言うようだけれども、歴代の町長は、御宿町は夏だけじゃいけないと、通年、通して観光客が来るようにしたいといっても、なかなかそれが実施できなかった。まして、元湯の一番先のお湯を掘った人は誰ですか、御宿町に助役でいた人です、退職されて、それで掘ったんですよ。先人がそういうものを残してくれたということに対して、感謝して、それを受けて、これからやっていこうと、そういう思いがあつたから、温泉町づくりをすると町民に約束したんじゃないんですか。あれは、もともと行政に携わった人が掘ったんですよ。赤の他人が掘ったんじゃないんですよ。町のためにといって掘ったんですよ。

その辺は、とにかく町長、何で7万円が高くてこうなんだというときに、何軒参加する予定で、これでは少ないとかなんとか、その点について、細かく町長は協議したのかどうか、もう一度聞きますよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 10月末の時点で、2軒ということは把握しておりました。そして、それまでずっと恐らくご努力されたと思うんですね、協会内部で会長を中心に。しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、広く内部の人がほとんど知らなかった。こういう重要事項は、まず理事会にかけて、意見をいただいて、それから進めたほうがいいですよと私は言ったんです。

それで、少しずつ月日が経過した中で、理事の皆さんも知られる中で、これはだめだと、これは関係される方でやってくださいという話になりましたよね。そういうことなんです。そういうことで、その時点で、いろんな今日もといいますか、昨日のお話もあつたようでございますが、組合というお話も出てきましたけれども、やはりそういった時点で、いろんな協議がされたほうがよかったのかな。しかし、この時点、現時点に来ましたので、それでそういう中で、

11月、12月の定例議会を迎えまして、瀧口議員さんからご質問いただきまして、だったら町で提案していただきたいということで、私どもは約2カ月間をかけて研究したんです。それで、代替案を考えさせていただいた。

それは何かというと、やはり御宿温泉は結構です。しかしながら、それをそういうあの契約の状況の中で、契約を進めた場合は、観光協会の将来自体が、存続が危惧されると、そういう大きな問題を私は感じ取って、私は、感じ取っていましたから、意見を言わせていただいたんです。そういうことで、やるならばリスクを最小限にして出すべきだという中で、計画を出させていただいて、それが結果的に大多喜からの源泉だったわけですが、そういうことで、3月の理事会にご提案させていただきましたが、今おっしゃられたとおり、理事の皆さんが、このような反対が多いということで、反対多数でございましたので、できなくなったのでございますので、そういう経過の中にあるということを申し上げておきます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 町長、私の言っていること、私が、言い方が悪いかどうか理解できない。私は、代案を出したのは大多喜でしょう、それはだめでしょうと言われたんなら、じゃもう一度元湯の温泉をどうやったら安くて、皆さんに供給できるのか、どうやったらということは何でもっと、再三言っているように、この事業は、私を呼んで、大多喜がだめなら、御宿、元湯のお湯を何とかできないのかと、そこまで何で考えなかったんですか。2軒がやるという。2軒でもいいよ、何とかこれを進めようと、せっかく全国から百九十何件という補助事業の申請があって、たった18件、承認されて実施されると、その中の一つだということで、これは何とかしてということがなかったんですか。

私は、何できのう今日、私は、温泉のことについて町長に質問したりなんかしたんじゃないでしょう、何回かしているんですよ、一般質問で。だから、そこが、残念でしょうがないんですよ。

先日、伊藤議員から、政治的にこういうことをして、町長、どうなんだということをおっしゃいましたよね。みんな議員さんは、大なり小なり、これを返したら、御宿町はどうなるんだろうかと、補助金対象として、今度は、何かいいあれが出たときに申請しても、もらえるのかな、だめなのかなと、これから先のことをみんな心配しているんですよ、一部。

町長は努力したと言っている。だけど、私に言わせれば、100%努力したかもわからないけれども、心底町民と約束したんですよ、町長は、温泉事業やりますとマニフェストに書いてあったじゃないですか。温泉事業を進めて、経済の活性化を図りますと、観光は衰退してきてい

る、それを何とか通年観光に結びつけてということで、あくまでも御宿町の主体は観光ですと、観光立町御宿で行きますと町長は私にも答えていますよね。この事業が一番いいんだと、だったらもう少し私たちにも相談して、ない知恵でもかしてくださいよというぐらいの気持ちがあったらよかったなと思うんですよ。残念ながら私は、残念で本当に残念ではない。

できることであれば、この前も言ったけれども、一分でも一秒でもいい、時間があるなら、この事業は、次年度でもう一度検討されるような方法はないのかなと、そうしたらみんなしてやりましょうよということでは言いました。今でもその気持ちは変わらないんです。申しわけないですけども、本当に町長、これは、ここで切っちゃうということは非常に残念でなりません。それだけです、答弁は要りません。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

一般質問でも、この件に関しては1時間の時間を費やして質問しました。26年度予算のこともありますので、ここでは、1点だけ、僕が、どうしても納得がいかない1点に絞って質問します。

この町長の町長報告、御宿温泉まちづくり事業について、両方とも何か人ごとです。観光協会が、全て悪いというような解釈がとれます。一般質問の中にも、事務方もいましたけれども、経営責任、執行責任は観光協会にあると、2年ぐらいは、町のほうで補填しても構いませんようなことを言っています。

13軒、これにより、施設13軒の参加希望者がありましたと書いてあります。じゃ、町長、民間でできることは、民間でやったほうがいいんじゃないかと僕は言いました。これは、でも公的に進めているものだから、公的に進めますと言われました。そこで、今まで納得がいかなかったことが、この1点、観光協会の理事会に出ました、温泉まちづくり事業収支予算案、名前が入っていません。公的に進めるからには、公的に堂々と王道を行って、13軒の参加希望者の名前をここへ入れてください。どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） この事業は、観光協会が実施主体となって行う独自事業でございます。事業の参加者名は、すなわち協会の顧客の名簿でございますので、直接事業に携わらない町が積極的に公表すべき情報でないかと認識しております。大変恐縮ですが、町からでは参加施設の数の公表だけにとどめさせていただきたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 課長、ちょっといいかげんにしてくれ、この13軒を集めたときに、あなたと宿泊部長、町長も、13軒の参加者を募っています。観光協会にせいにしていいんですか。協会長は抜かされていますよ、この件に関しては。

あなたたちが回ったことを観光協会長は知りません。三役の副部長と一緒に回っています。あなたたちも、そこにサインをしてもらった、何でそれが出せない。公共的なもので進めると言ってきたんだから、公共的なものだったら名前を出せと言っているんです。その人たちを僕は、責める気はないんです。きちんとしてくれと言っているんです。このリッター数が書いてある、ここにリッター数が出ているでしょう。名前が何でここに載ってこないのかと言っているんです、大事なことなんです。今後、民間で2軒の宿泊業者もやると言っています、温泉事業は。そのためにも、この参加者も手を挙げたからには、この人たちにも、多少責任はあります。堂々とここに、ちゃんと名前を挙げてください。観光協会のせいには困ります、それは。僕は、納得しませんから、ここで書類として出してください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この申し込みの皆さんについては、事前に協会長とも打ち合わせて、協会長は充分ご承知で、じゃそういう形で回ってくださいという経過がございます。そういう中で、回って、そして個人個人、いろいろと考え方がございます。個人情報のごともございます。そういう中で、この件については、名前は控えさせていただきたいと考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

町長、それはおかしいでしょう。公的に進めていて、何でこれにリッター数が書いてあって、宿泊者の事業者名をここに出せないんですか。個人情報もくそもないでしょう、そんなのは。

公的な金、まずは100万円と26年度予算になりますけれども、そこであえて言わないと思ったんだけど、100万円の予算が載っかっちゃっているじゃないか。10万円の補助をするということも、もう世間は知っていますよ、これは。

（発言する者あり）

○10番（滝口一浩君） 何で、サインしたんでしょう、この人たちは。出してくれと行って、全然その人たちを僕は責めるわけじゃないですよ。当たり前のことを当たり前と言っているだけなんです。僕は、納得しません、出すまで。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 名前の公表についてでございますが、こちらもずっと内緒にするつもりはございません。実際これは、事業が始まりましたら、観光協会も、準公共的な団体でございますので、当然どこから幾らもらったとかということは出てきますので、事業が実施されていれば、当然、皆様にもわかる情報でございます。ただ、今の段階で町からは出せないと申し上げております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

最後に、町が、この事業が行き詰まって、町長自ら、観光課長自ら、課長自ら回ったわけじゃないですか。それに賛同したわけじゃないですか、その人たちは。後ろめたさも、何もないですよ。何でひたすら隠そうとする、そっちのほうが後ろめたいですよ。何度も言いますが、こんなのは絶対納得しませんから、堂々と出してください。何が困るんですか、これは。容量がここに書きちゃってあって、13軒の容量が、これが、あなたたちが言っている観光協会のせいだと言っているここに、容量が書いてあって、名前が載っていない。観光協会の理事さんは許すかもしれないけれども、僕らは、町を預かっている身です、この名前を公表してもらいます。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午前10時45分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時28分）

○議長（中村俊六郎君） 先ほど教育長が退席しておりましたが、公務が終わりましたので出席しております。

田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 貴重なお時間いただきましてどうも申し訳ございませんでした。

先ほどの13軒の名前の件でございますが、観光協会の理事会資料でございますが、町の公文書ではございませんので、町からの公表は困難でございます。また、個人との協力関係、信頼関係を損なうこととなりますので、申し訳ございませんが、公表のほうは控えさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

課長にも、いろいろ話していて、この13軒の重みというものを感じていただければ、町長、それで僕はこの質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今のこの13軒なんですけれども、要するに、今、減額補正が出ていますね。ということは、あなたたちが何軒回ったか知らないけれども、13軒が署名して、大多喜の温泉でもいいから参加するという同意をとったわけですね。それは確かですね、名前は何でもいいんですけれども。そういう中で、10万円の補助金も突然出している、2年間なんですけれども、赤字の補填もしていくと、そういう中で、この事業を取りやめるという提案した中で、この13軒が、署名した、参加をしたということに対して、これを回ったのは、町長と課長と副会長が回ったという話を聞いておりますけれども、じゃこれに対して、署名して、温泉を供給するという条件で署名させていったという中で、じゃ今後この人たちに対して、やっぱり署名までさせて、責任が大変重いのと思うんです、そういう中でどうするんですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 13軒回らせていただいた中で、こちらも、理事会の決定があったら始めますということはお断りしてございます。また、13軒同意いただいたところには、宿泊委員長が事業の中止を報告に回っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは、理事会の決定もあるかもしれないけれども、それだけの数をそろえて、そういう形にしようとしたんでしょうけれども、それでも理事会はだめだったわけという中で、やっぱり事業を推進するという形のものには必要なんじゃないんですか、町として。どうしてもこの人たちは、大多喜でもいいからやりたいと、そうなんでしょう。それに対して、事業自体が、国の補助金自体を減額しちゃおうと、違う事業体でもできるんじゃないですか。それは、申請者が御宿町長だからできるんです、変更届は可能ですから、1年間の猶予はできるんです。そういう形で組み立てることはできる。この13軒、その人たちに対して、やっぱり観光協会という形ではなくても対応できるわけですね。

それをあなたたちは、回って説得して、10万円の補助金もあります、赤字も補填しますといった中で、総務省でも、変更届は出せば認めてくれますよ、ここまで来ているからという中で、これは、再考して、大変貴重な財源だと思うんですね、1,350万円。これは、利益にしたら、

2億円ぐらい売らないと、普通の会社では利益にならない。そういう中で、私は大変もったいないと思っています。温泉事業は、ぜひとも進めなきゃいけないと思っています。

そういう中で、変更届を出せば、これは、世の中は可能なんですよ。それもしないという中で、突然投げちゃうと、あの申請は町長の名前で出ているんですよ。だから、変更届も、町長が出さざるを得ないという中で、あなたたちは、この13軒回った、これは、責任は重いと思うんですよ。事業主体を変えてでも、これは、やっぱり実行してやらないと、あなたたちは、10万円の補助金もつけて、赤字も補填しますという言い方した中で、1,350万円のこの欠損が生じるわけです、大変もったいない。

それと、もう一つは、観光協会も、返したと、幾ら返したかわからないんですけども、それでももう欠損は生じちゃっている。この辺の処理と1,350万円、これが可決されれば、欠損になっていく、町の財産が失われていくんですよ。これに対して、この2点、協会、まずは精神的に変更届を出す余裕があるのか、それともう一つは、今、言った事業は継続して、あなたたちが回って、署名をとったというこの責任の重さと協会の100万円以上かというこの融資に対するもの、それは、11月1日から行政に引き上げたから、行政にある程度の責任があるだろう、それと1,350万円の財産が消滅するわけですから、これに対して、対応、4点。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 他の答弁の前に、先ほどの課長答弁の補足をさせていただきます。

課長答弁の補足を少しさせていただきますが、3月14日の理事会の決定をもって、私も、こういうことで、この事業について、リスクを少なくして、スタートしようとした大多喜からの温泉源を持ってきてスタートしようとした内容が、反対が多くてできませんでした、中止になりましたということで、私は13軒回らせていただきました、終わった後に。そういうことで、この事業は、総務省の補助金を活用しての事業はできませんとおわび方々回らせていただきました。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 事業主体を別に、継続をというようなお話でございますが、これは、採択を受けたのが観光協会を主体としてやる事業でございますので、そうしますともう変更ではなくて、また別に申請をするというようなことになろうかと思えます。

また、1,350万円の欠損でございますが、確かに入るべきお金が入らないということでございますが、支出のほうもありませんでしたので……

(瀧口議員「ちょっと聞こえない」と呼ぶ)

○産業観光課長(田邊義博君) 支出のほうも同額ありませんので、入らないけれども、出もしなかったということになるかと思います。

(瀧口議員「それは違うよ」と呼ぶ)

○産業観光課長(田邊義博君) また、利息、借り入れの利息については、100万円とかではなく、8万数千円だと聞いております。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) 入らない、口座に入っていないんでしょうけれども、これは、1,350万円も、町の口座にはないけれども、議会は承認していて、これは町の予算に入っているじゃないですか。これは、マイナスで減額してくるんでしょう。入っている、そういう認識でしょう。町の口座に入っていないけれども、届け出ればいつでも振り込まれるという形でしょう。だから、減額なんじゃないですか。入っていないなら減額補正する必要はないじゃないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○9番(瀧口義雄君) 言っていること自体がおかしいじゃないか。だから、僕は、欠損だから減額補正が出てくる、言っていることが違う、そうでしょう。欠損が生じているから減額なんだよ。入るべき金が入らなかったんだよ。これを欠損というんだよ、減額補正していくんだよ。そうでしょう。

現実には、国にあるけれども、総務省も了解している、御宿町議会も承認している、これはもう町の財産になっているんですよ。ただ、執行していないだけなんだよ。そういう中で、あなたは、そんな感覚ならやっつけられないでしょうよ。1,350万円というこの大金が、この可否はあるかもしれないけれども、そういう感覚で物を見てはだめですよ。それが1点。

それと、理事会云々と言いましたけれども、あなたは、前の議会のときに、観光協会は、補助事業者ではないと、先ほども言いましたけれども、そういう中で、これは、国の予算、あなたも、今、言いました、事業主体は観光協会だと、変更届といたら、事業主体だから新たにと言ったけれども、観光協会は、事業主体ではないとあなたは言っていたんだよ。だから、観光協会には、責任がなくなっちゃうね。だから、僕は、適正化法の6条と7条に反してといたら、あなたは、補助事業者じゃないという言い方して、今度は事業主体だと言葉をかえて言っているけれども、整合性がつかないんだよ。言っている意味はわかりますか。

あなたの言っているのは、観光協会は補助事業者じゃない、御宿町の議会が議決したと同時に、あの団体は補助事業者なんですよ。金は申請すればすぐおりの形になっていて、内部も、

そういう手続は終わっている、補助金はみんなそうですよ。国の金が可決されたからといって、ずっと御宿に入っているわけじゃない。申請して出てくると、それは、もう了解した話、議会が、了解していれば、補助事業団体として議会が同意したんですよ。そういう中で、事業が行き詰まったという中において、これは、やっぱり総務省にあなたは、一回も行っていないという中で、行けば彼らは、ちゃんとこの事業が成功するようなアドバイスはくれますよ。あなたは行ってないだけなんだ。マイナスの方向ばかりを考えて、この貴重な1,350万円をどうやって町のために使うかとプラスの思考がないんですよ。8月からずっとこう言っている、あなたは、一回も行ってない、電話で済む話じゃないでしょう。

私も、その仕事にいましたけれども、電話で済むような、そんな簡単な話じゃない。行って、こういう事情だと言えば、彼らは、プロですから、いろんなアドバイスがあったわけです。今からでも遅くないと思っていますよ。1,350万円という貴重な財源をここで失うわけにいかないんですよ。私の言っているのは、13軒がこれだけ希望したというのなら、これをどうやって、国の財産、お金を使ってできるように、プラスで思考するのがあなたたちの仕事じゃないですか。そうじゃないんですか。1,350万円稼ぐのは、昔、大根100円は幾ら売ったらもうかるんだということですよ。前にも言ったけれども、ラーメン、500円、600円売って、その中で幾らもうかるんだと、皆さん、税金払って大変なんですよ。

そういう中で、国の貴重な財源をいただいて、活用するというのにあたって、あなたたちが一生懸命説得して、13軒、参加希望があったんでしょ。この人たちに、そういう温泉を提供してやるプラスの方向で考えたらどうですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 温泉事業につきましては、私どもも、大事な事業であると認識の上、代替案を出して、これは、いかがですかということをお聞きしました。結果は、ご報告したとおり反対になりましたが、また総務省に行っていないのは、私も、わざと行かなかったわけじゃありません。この事業の中で、だんだん計画どおりにいかなかった段階で、連絡はとりました。お伺いしてもいいですかというのを二、三度言ってあります。向うのほうで、来なくていいですと、メールで状況だけ教えてくれれば、その後にしませうということで、もし事業に変更があるんでしたら、変更の申請を出していただきたいと、様式もごさいますというようなことがありましたので、変更の案があるんでしたら、町のほうへ上げてくださいと観光協会長には申し上げておりました。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それはおかしいよ。この申請は、御宿町長の名前で申請しているんですよ、観光協会の申請じゃないんだよ。御宿町長の名前で総務省に申請している。あなたたちの主導権だ。あれでも、全部、前の課長が書いたものですよ。観光協会は、ペラ一枚も書いていない。仮契約書はつくって下支え合いましたけれども、あれは、全部、前の課長がつくったもので、申請は御宿町長ですよ。だから、変更届も御宿町長がすればいいんですよ。それをあなたたちはやっていなかったということです。それは、11月1日に、そういう事態が、町長が、源泉元との破棄させた、その時点でやっていなきゃいけないんですよ。

総務省に届けたものは、仮契約書と書いてあるじゃないですか。そうでしょう。それで、御宿天然温泉と3つか4つ出ている。その事業主体、相手を町長が、契約を破棄したんだから、その時点で、あなたたちは、総務省に行って、事業の本体が違いますという変更届が、これはあなたの義務じゃないですか。観光協会は、関係はないですよ。町長が契約を破棄したんですから、協会へ委員長が行って断っているんだから、そうしたら11月1日からあなたたちが変更届するのは適正化法に載っているじゃないですか。読み上げてもいいんですよ。ただ、偉い人だからわかっていると思いますけれども、根本が11月1日から違っているんですよ。仮契約書もここに持っていますけれども、それ自体が、事業自体が変わったんですよ。だから、11月1日以降、速やかにやっておかなきゃいけない、あなたのミスですよ。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） あくまでも観光協会を事業主体として進んでいる事業でございます。事業主体が変わったということであれば、事業の継続ではなく、そこで一旦終わりになります。民間事業者がやらなくてはいけない事業になっております。確かに町長が申請しますが、その民間事業者を支援するために町が申請しておりますので、当然、変更とかがあれば、また町長名で申請はしますが、その変更の内容が、再三申し上げますけれども、私どものほうには届いておりませんでした。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは、あなた、言っていることがおかしいよ。

あなたは、おとといか、事業主体ではあるかもしれないけれども、補助事業者じゃないと言っているんだよ。補助事業者じゃないんですよ、あなたの言葉を言えば。そうしたら、町が申請しているんだから、町が申請書の内容を変えたんだよ。町が契約を破棄しろと言ったから、会長は、補助金はもらっているから、言うことは聞かなきゃいけないと言って源泉元に行って契約をできませんと、そうしたら申請の内容が違って来たということは、町が指示したもので

すよ、悪いんですけども。根本になる源泉元を変更しろと、契約してはだめだと自分たちが書いた申請書なんですよ。それを自分たちが、行政側が、それをやめて、あなたたちは責任の転嫁をしちゃだめだよ。行政側は、出したものを自分が、変更届を出さなきゃいけない。

それと、相手がわからなくても、それは、速やかに状況が違ったことを報告しなきゃいけないと書いてあるじゃないですか。読みますか、11月1日以降、それは、行政が責任を持ってやると言ったじゃないですか。こういう形で提案してきたんでしょう。だから、協会から手を離れているんですよ、現実。

町長は、大野議員も貝塚議員も協会長もいるときは、町が責任を持ってやりますと町長室で言っているんですよ。だから、それは、変更届が必要なんですよ、町としては。そうでしょう。大幅な変更なんですよ、そこへ諸経費も入っていますから。それを使わなくなったということで、やっぱり変更届を出していない。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1点だけ申し上げておきます。

10月31日、11月1日の件でございますが、何度も申し上げますけれども、私は、観光協会の将来を案じて、意見を述べさせていただきました。それをご判断いただいたのは協会長であります。私が指示して、こうなさいと言ったわけではございません。私は、あの内容を見たときに、将来は、こういう状況では、なかなか広がりが見えないという部分と、もう一点は、何度も繰り返しますけれども、理事会で皆さんのご意見を聞いてくださいと、理事会決定、機関決定がされれば、それは、前に進むことができるでしょうよと、もしそこで、否ということであれば、また新たな、そこで計画を練り直さなくちゃいけませんけれども、そういう状況でございますので、私が指示したわけではございません。

そして、その後について判断されたかわかりませんが、12月を迎えての、一般質問を瀧口議員からいただいて、それでは町サイドで提案させていただきますと、そういう流れでありますから、ご認識いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、3回を超えていますので、最後にしてください。

○9番（瀧口義雄君） 10月30日の件は、私のところにも、協会長が直に言われることは聞いたんですよ。そうしたら、そういう話です。町長の言っていること、それは間違っていないかという提案ですけども、観光協会長が源泉元にこだわるようなとき、テープはとらせてくださいとあって、テープはとってあります。それは、町長の指示でという言い方がテープに残っております。まず、それは、言った、言わないの世界だから立ち会っていませんけれども、

そういう経緯です。

それと、今、言いましたように、理事会云々という話を歯どめにしてありますけれども、この人たちがやりたいと言っている者に対して、やっぱりそういう形で動いて、温泉事業したいという形だったら、この1,350万円を活用して、フォローしてやるのが行政の仕事じゃないんですか。これで終わります。

○議長（中村俊六郎君） 答弁はよろしいですか。

（瀧口議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 前回、今日とさまざまな方からさまざまな質問が飛び交っておりますが、とにかくこの事業は、元気のない御宿に、本当ににぎわいと経済効果を復活される大きな意義が込められているプロジェクトだと思っています。しかしながら、先日、行われた観光協会で、町から提案された温泉源を大多喜からとするおかしな事業計画案に、見送りという結論が出ました。それによって、今日の議論もあるんですが、ちょっとびっくりするのは、理事会で却下されたから、即終わり、即交付金を返しますと、そんな簡単なことでいいんでしょうかね、これは。

この交付決定には、各界のさまざまな人たちがかかわっていて、この交付金を返却してしまうということに対して、対外的に、この金額には、到底置きかえることのできない大きな信頼的損失が伴ってくることを考えます。そこが本当に重いところだと思うんですが、その点、町長、いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この理事会の関係でございまして、3月6日に開催して、結論が出ず、3月14日ということになりました。3月6日の結論が出ればよかったんですが、できなかったと、3月14日の会議の冒頭に、会長さんから、今日が期限ですと、今日どうしても何らかの形で結論をいただきたいということで、理事会内部でいろいろ協議した中で、無記名の投票でどうでしょうかというお話が出て、そうされたわけでございます。そういうことで、私どもは、その結果が出ましたから、即、総務省に、この事業については、中止と決定となりましたということで、中止の意向を申し上げた次第でございます。

先ほども少し申し上げましたけれども、町が代替案を出す前に、8月から9月、10月、この停滞したときに、いろいろと内部で、地元の温泉を活用しての協議が欲しかった、私どもも、

いろいろと研究しましたが、何でこの地元温泉を活用しての件数が、参加者が増えないのか、そういうことも一つの大きな課題でございましたが、そういういろんな経験の中で、代替案ということもございました。

そういうことで、3月に入りまして、その理事会の結果ということになりましたので、もう3月中旬ぐらいには、総務省とのいろんなメールのやりとりを行いまして、とにかくその前に変更等の内容も、何度もやりとりがございました。そういうことで、結果、こうなりましたというご報告をさせていただきました。

そういうことで、もうこれは、協会の内部の理事会の中での会長を中心とする結果でございますので、会長が議長ということでございますが、私は、非常に重く受けとめて、その後の対応をいたしたところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

大きなウエートの部分でお聞きしたのは、御宿、先人たちが命がけで築き上げたもの、御宿町の看板と今の立ち位置に対して、大きな信用と対外的な信頼感の損失、これが、金額には置きかえられないほど大きいんじゃないかという質問だったんですけれども、その部分について、どういうふうにとめているか、トップとして、筋書きとか粗筋はいいんです、その一番大事な部分に関して、意見ををお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それは、おっしゃるとおり、損失はあると思います。しかしながら、こういったずっと経緯をいろいろ報告させていただいておりますが、この3月14日に事業ができればよかったんですが、できませんでした。その前に、その前段としては、地元温泉を活用しての事業が停滞したと、そういう経過がございます。そういう中で、これは、やむを得ない、地元温泉を活用したのが、何で事業が停滞したかということは、やはり御宿の観光協会の将来を思っていることでもありますので、これは非常にまれなことでもあります。もちろん、対外的な信用は大事でありますけれども、いろいろな意味で、いろいろな面から考えたときに、これは、そういう機関決定でございますので、お断りせざるを得ないと考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

そもそも、14日の理事会で却下された大きな原因になったのが、町から提案されたほかから温泉を持ってくるということに対しての大きな疑問視があつて、不安があつて、理事の皆さん

の賛否が下がったということだと思います。そこが一番わかりやすいんじゃないかと思います。

私たち真剣に事業を営んでいる現場は、ほかから持ってきたら、当然、御宿温泉として旗は上げられないから使いませんとはっきり言いましたよね。にもかかわらず、大多喜から片道1時間かかる、水は運んでも高くつく。元湯の7万円が高いという感覚がわからないんです。元湯は、何軒使おうと、どれだけ使おうと7万円という条件の提示です。

営業している現場から考えたら、その7万円は決して高くないと思うんですよ。営業として、商売として、将来像も含めて、発展形を含めた中のチャレンジだから、当初は、2軒でも3軒でもいいから、それを割って、自己負担でもいいから、御宿の温泉でやっていくんだという考え方にのっかって、事業展開して今日に至っているんですが、その辺のスタートラインというか、その感覚が、そもそも事業体というか、民間的感覚がないんですよ。自分の商売だったら、自分で覚悟を決めて臨む、その覚悟がないんですよ。だから、数字のかけかえや空論の企画を平気を出してくる。この時代に、ほかから持ってきてどうやって売りますかという話は、一番最初にしたと思います。そもそも、そこが根幹からずれていて、話にならなかったというのが私の解釈です。

もうどんどん今でも本物志向なんですけれども、これから先、10年過ぎると、もっと観光総人口が減ってきて、もっとニーズの質が高くなっていく、要望が高くなっていく。今、伊勢えび祭りで、何とかA級だといって御宿も展開していますけれども、近隣のB級から比べたら、5倍以上の単価をもって、昼食も臨んでいる。期間的には、2カ月間、かなり大きな収益と経済効果を上げています。

そこでも、このままではだめだろうと、もう次へチャレンジしていかなくちゃいけない、もっと質をさらに上げなくちゃいけない、そういう現実がのしかかっている中で、温泉を新しく旗は上げるのに、当面ほかから持ってきて大丈夫だというそのぬるい感覚が信じられないです。最初から本物でなくて、どうやって売り込んでいけるんですか。自分が威張って、これはおいしいんだと勧められない魚をどうやってお客さんに勧めるんですか。本物じゃない温泉をどうぞ御宿に来て温泉に入ってくださいと言えぬわけがないじゃないですか。

それは、現場で奮闘している私たちからしたら、普通の話、当たり前なことなんです。そのあたり前を飛び越して、非常識なことを平気で提案してくるその無神経さ、成功させる、成功するということは、どういうことか、わかりますか、町長、お願いします、内容じゃなくて。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 覚悟がないとおっしゃいましたけれども、その辺が、当時の計画を遂

行した中で、非常に私は危機感を感じました。その覚悟を持って、例えばやったときに、大きな損失が出たときに、それは、これが観光協会の事業主体なんですよ。そういうことで、私は、ご意見を申し上げて、ご判断されたと思います、協会長も含めて。

そういうことでございます。ですから、この本物志向につきましては、当然そういう本物を志向する中で、地元温泉を利用し、よかったけれども、なかなか広がりが見通せないということで、この1,350万円、国の補助金を活用して、何とかリスクを小さくしてスタートできれば、やっているうちに何らかの変化があらわれてくるだろうと、そういう中で、地元温泉との取り入れとか、そういうことも想定されたわけですが、それもできませんでしたが、そういうことでございますので、そこに考えの相違は確かにございましたけれども、そう私は思っております。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

町長のおっしゃっていることは、何回も言っていることなので、その辺は理解しています。

試行錯誤、努力するという作業をどう見てもしていないんですよ。8月、9月から、このままだと補助金も使えないから、変更届に対しての町としての立ち位置も含めて、観光協会と協議して、総務省へもっと綿密なアプローチをかけるということも含めて、そこから大体序曲は始まっていたんですけども、一番びっくりするのは、この補助金を申請するにあたって、元湯の源泉は使うということを前提に、補助金申請しているんですが、町長も、現場に行っています。にもかかわらず、間に、何もアプローチなく、話もせず、ある日あるときいきなり大多喜からだということの切り返しは、どこから考えても人の道に反していると思います。条件は全く置いておいても、人対人がやることであって、町づくりも、人対人です、人が人のためにやるんですよ。そこを飛び越えちゃって、手段で、大多喜からと、それは大多喜じゃなくてもいいんですけども、それを手のひらは返してしまったあのことに関して、強い違和感を感じるんですね。

3回目なので、そこも答えてほしいんですけども、どうでしょうか、そこは。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1回だけ観光協会の方と私は、この温泉元の方のところへ同席させていただいたことがございます。話をちょっと伺いました。そして、最後に一言よろしくお願いますと、まだそれは、決定とか、そういう話じゃないんですけども、ただ記憶には、そのときは、価格的には低かったんじゃないかなと、そんな気持ちがありますけれども、その後、な

ぜか価格が上がって、そういう話になってきた。これはどういうことなんだ、誰がどういうふうになっているんだ、そう思ったことがあります。

そういうことで、これは、どうしてもこの補助金を活用するためには、他の温泉、温泉源の価格の低いところを活用しなければいけないと考えたわけでありませう。

(大野議員「じゃ、質問じゃなくて最後に一言お願いします」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 1番、大野吉弘君。

○1番(大野吉弘君) 1番、大野です。

こういうプロジェクトも、ふだんの行政の進め方もそうなんですけれども、常にコミュニケーションが足りないですよ、どこからどう見ても。これはどうなんだ、これは、どうしたらいいんだという普通の人としてのアプローチが随所で感じられない。その結果、どうなっているの、ああなっているの、みんなそういうことだらけです。

最後に、一言、成功するには、成功することはどうなのというさっきちらっと聞いたんですけども、成功するのは、そういう試行錯誤も含めて、覚悟を決めて、成功するまでやるのが成功ですよ。途中で諦めてしまうことというのは、普通にあることなんですけれども、形になるまでやり続けるんですよ、どんな角度からでもアプローチして。

なってもならなくても給料が変わらない人たちは、半ば思いが手前なのかもわかりませんが、私たちは、これができるかできないかで、リアルに生産性が変わってくるんですよ、自分のことを言って申しわけないですけども。というのは、自分のことを前面に出して言いましたけれども、その背景には、ありとあらゆる業者がついているんですよ。全体が潤ってきます。そして、この温泉計画は、拠点化として、足湯をある程度の規模でつくることによって、町民に対するコミュニティの新しい構築にもなるし、町民とお客さんのコミュニティの場にもなる。あと、町民への配給によって、福利厚生、健康増進、いろんなことに波及を高めていくことができる大事なプロジェクトなんです。その辺の物語がしっかり描けていないんですよ、そもそも。物語がないから、当たり前のように出てくる小さい壁で行き詰まっちゃうんですよ。

とにかく、何とかなることでしたら、何とかしてほしいというよりも、現状においては、過去形になってしまうのかどうかかわからないんですけども、私は、たった何軒かでも、御宿の温泉を使って、行く行くは、参加軒数も増やしながら、地域に経済効果をもたらすまでやり続けます。よろしくお願いします。

○議長(中村俊六郎君) ここで、午後1時まで休憩いたします。

(午後12時08分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時04分）

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征さん。

○8番（小川 征君） 8番、小川です。

依然、事業に関して、皆さん、大変なご意見、貴重なご意見が出た中で、24日、そして本日で御宿温泉町づくりの事業についての議員の皆様のご意見や執行部の答弁を聞いている中で、一方的な執行部の責任を問うものが多いことが感じましたけれど、私も、産建委員長として、やっぱり事業化前に行った議会と観光協会の懇談会の際に、観光協会が、会長が温泉事業についての実施について非常に前向きな姿勢だと、私はそう聞いております。

その後、国の交付金事業として実施がされたものでございますけれども、大変力強く感じているところでございましたけれども、現実には期待しておりました。しかしながら、温泉元の仕入れの額や参加者が少ないなど、事業が本当に進まない現状と聞いております。ここにも、3月14日、観光協会の理事会で、温泉はやるかやらないかという中で、話を聞いた中で、7対5と出てきました。現に、賛成のほうは2業者入っていると思うんですけども、いろいろ聞いてみましたら、雲をつかむような話になってきたと、これじゃやっぱり参加するような気持ちにならないと、そういった私も意見を聞きました。これを何とか実現させるめどが立ったところで、理事会が中止したと決定したものです。

事業主体が中止を決定したものですから、幾ら周りが騒いでも、私はもとに戻らないと思います。1,350万円、お金のことに、大分皆さん、ご意見の中でありましたけれども、この1,350万円の交付金は、大変残念ですが、私は、お返しすることとして、町長は、温泉についての公約は、今日死んでいるわけじゃないです、まだまだこれから事業として生きていますので、これから議会と観光協会と、また関係者の意見も聞きながら、もう一回、仕切り直し、出直すことが、私は、一応、産建委員として、そうしたほうが良いと考えております。ただ、私のこれは意見でございますけれども、答弁は要りません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先日も、本議案に関する関係資料の請求がありまして、地域経済循環創造事業交付金交付申請書、御議第169号、平成25年3月5日という資料が配付をされたわけでありまして。

それで、今般のこの交付金事業とは何ぞやということが、私は大変重要な内容だと思うんですね。一般的な交付事業ではないと、これは、今、安倍政権が進めております一般的にはアベノミクスと報道されておりますが、それを地方からも支えてもらいたいという趣旨のもとで、政府が、1年間の期間限定で、交付金事業を設定して、希望者を募ったという予算だと思うんですね。ですから、この御議第169号の意図、これは、開始予定日が25年4月1日、それから完了予定日が26年3月31日、あと数日であります、それでこの最後のほうを見てみますと、一番最後のページであります、米1、初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限り、平成25年度中までに事業体から支出されるものを記載すると、米2、金融機関から投資額Cを確保した上で、事業主は、不可欠なものとして、交付申請額を算出することというのが特記事項でよろしいんですね。

それで、答弁を求めるのは、ちょっと時間がかかりますけれども、地域経済循環創造事業交付金要綱というのがございますね。この中に、実績報告と、「地方公共団体は、事業を完了した場合は、その日から起算して30日以内または交付金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。2、地方公共団体は、事業を完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない」、これは、協議の上で繰り越しができると、できるが、4月30日までには完了する。

それから、次のページに、第13項として、交付金の額の確定という項目がございます。「大臣は、交付対象事業に係る成果の報告書等の審査を行い」、先ほどの書類、「交付対象事業が交付金の決定内容に適合すると認めるときは、交付額を確定し、地方公共団体に別記様式第7号による交付額確定通知書を通知するものとする」、今般の議案の正確な性質というのは、このことなんだろうということだと思うんですね。それも、答弁は求めます。

それから、もう一つ、こうしたもので、今般のこの事業に関しては、たしか去年の6月定例議会に、この予算1,350万円の歳入予算、補正予算が提案されました。私、そのときに質問いたしましたしまして、この1,350円、算入の根拠、かかる資料を提出せよと出てきたのが、今の御議169号だったんですね。今般も、私、昨日、資料請求して、この補正予算に係る事務執行の内容ということで、なぜこういう提案があったのかと、するのかということと、これが可決

した場合にはこうなりますという事務フローを出していただくんですよ。これは、最初から出して当たり前なんじゃないですか。

今こういう事態ですと、こういう事態というのは、この要綱、それから要するに今般のこの交付金事業の性格、それからこれまでの経過のことは、余り話したくはないんですけども、変更を含めて、これは自由にできるんですよ。自由というのは、協議の上、文書で確定するんですけども、有効な手段があれば変更できると書いてあるじゃありませんか。しかも、そうでしょう、協議をすればいいだけでしょ、変更を確定して、確定してというふうに書いてありますね、前提とちょっと違いますけれども。

確定したものを町長名で総務省に送れば、事業は幾らでも変更できたわけじゃないですか。これは、聞くところによると、もう既にこれは、交付金を支出するのは財務省だと思うんですね。ですから、総務省だけじゃだめなんでしょう、今般の事態においては。違うんですか、財務省も含めて、この事業をどうするかということの確定が必要じゃないですか、あと何日あるんですか。

もう一つ言わせていただければ、地方自治体というのは単年度会計主義なんです。だから、私は、昨年6月議会に予算執行についてただしましたよね、速やかに執行しなさいと。それで、12月には、行政大綱、これは何ですか、あなた方の事務規程じゃありませんか。そこまで私は、きちんと理詰めで事務を整理して、水道会計、何ですか、あれは。

町長、いろいろ理由を申し上げましたけれども、成功しても失敗しても、町長の責任じゃありませんか。御宿町8,000の町民、50億円の予算を執行するのはあなたご自身じゃないんですか。そのことの責任を議員の皆さんはあなたに問うているんじゃないんですか。

まず、一番最初、私の言った部分について、私の言っていることが正確なのかどうか、答弁いただきます。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） おっしゃるとおり、要綱の中では、変更申請等がございますので、変更するチャンスはございました。再三申し上げますが、確かに夏以降、事業の方向がちょっとおかしくなってきたなというところで、これも、再三申し上げますけれども、協会長に、変更の内容を出していただきたいということは再三申し上げましたが、ペーパーとして出てこないと私どもも、この変更の申請……

（石井議員「私は、私が言った規程、規則、要綱が私の言ったとおりで合っているのかというだけ質問しているんですよ」と呼ぶ）

○産業観光課長（田邊義博君） そのとおりでございます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 10月31日の私の協会長への発言について、私は、責任があるからこそ申し上げたんです。将来このように観光協会の存続を非常に危惧しまして、責任があるから、責任を非常に感じましたので、ですから再考されたほうがいと申し上げさせていただいたんです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今の答弁は承服しかねますので、もう一度答弁を求めたいと思いますが、その前に、そうしますとちょっと事務の説明方と申しましょうか、もう既に変更する期間は過ぎていくということですよ。万策きわまりりということじゃありませんか、一言で言えば。

この議案、議会に上程されたわけですが、一般的には2通りになるわけですよ。はっきり言って可決と否決のどちらかですよ。否決されたらどうなるんですか、じゃそれについて説明は求めます。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 収入につきましては、1,350万円の歳入欠陥でございます、支出のほうにつきましては、1,350万円の不用額という処理になります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 会計はそうですね。事業はどうなるんですか。万策きわまりりとは言いましたけれども、この事業は継続できるんですか。例えば、皆さん、心配されているのは、これが例えば否決となった場合、この議案が否決となった場合、事業が、継続できる余地があるのかということですよ。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 結論から申し上げます、今の時点で、細かな事業計画がないと、申請は無理だと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それから、先ほども含めて、もう少し正確な答弁を一つずつやっていただきたいんですね。なぜかと申しますと、歳入歳出で同じような質問者が前段から出ました。これは、例えば一般的には補正議案として提出しなくても、処理はできるんです、できると思うんですよ。なぜ補

正の議案を提案したかと、私が、冒頭どちらにしても、議案を出すということで、確認したということもありますが、何度も申し上げますけれども、御宿町は、議会として、重要案件については、議決事項としているわけじゃありませんか、議決事項。私が勝手に解釈するわけですが、長が、その重要な議決案件だというふうな解釈をして、議会に提案されたわけでしょう。そういう理由はないんですか。それで、きちんと事務を整理して、国へ報告するということなんでしょう。そうじゃないんですか。

私、少なくとも事務をきちんとやっていただきたいんです、政策の前じゃありませんか。そうじゃないんですか。だから、御宿町は細かいことまで議決案件にしたんですよ。議会で提案したものはなくてもいいんです、ないところはありますよ。多くのところは総合計画ですよ、総合計画が全てを含んでいますから。それは、1つ議決すれば全部がその中に入っているわけですよ。それは、協働の町づくりとして、同じ事業を共有しようということでしょう、町と議会が。それが、町長のおっしゃる協働であり、議会全体も、協働という意味を確認しながら、そういう議決案件をつくったわけじゃありませんか。そうじゃないんですか。

なぜこういうことになるんですか、なぜそんな説明しかできないんですか。だから、事務が進められないんですよ。自分たちが何をすべきか、わかっていないからじゃありませんか。議案が説明できないということはそういうことなですよ。議案が説明できないのが、なぜ執行でするんですか。仕事の中身がわかっていないわけじゃありませんか。

各課長もそうですよ。自分が、こういう仕事をやりたい、町民のために仕事をやりたいということで、政務から組み上げて予算はつくるわけじゃありませんか。観光協会ができなかったから、それで済ませるんですか、町長。あなたご自身の責任はないんですか。大事な問題じゃありませんか。こういう事務というのは全てそうなんです、戸籍から住民票から含めて、全部預かっているのが御宿町だし、その責任者が長じゃありませんか。同じですよ、事務としては、違うんですか、公共団体の事務として提案されているんでしょう、町長。公共団体の長として、国に対して申請されたんでしょう。その一切責任を負うのが長じゃありませんか。あなたは、御宿町町長じゃないんですか、違うんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろな責任といたしましょうか、私は代表でありますから、そのようなことになります。

なりますけれども、今回の件につきまして、先般私は申し上げたとおりでございまして、おわびを申し上げますけれども、具体的にこの件についてどういう形の責任ということは、私は、

現在は考えておりません。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入りたいと思います。

本案に対する反対意見の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ないようですので、次に本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 8番、小川です。

平成25年度の一般会計補正予算、賛成討論、お願いします。

石田町長から、本会に付議されました平成25年度御宿町一般会計補正予算（第8号）について、提案説明に続き、慎重審議、議員諸氏の質疑を拝聴いたしました。私は、本補正予算案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

地域経済循環創造事業交付金を活用した温泉町づくり事業は、長年の懸案である通年型観光への転換とそれと伴う地域の活性化を図ることは目的に、一般財団法人御宿町観光協会が自主主体に、事業化が決定しております。事業は、仕入価格や参加数において、計画との乖離が開始後、事業が停滞しました。そのため、代替案を先の3月14日に開催されました観光協会理事会において提案いたしました。反対多数で実施の取りやめが決定いたしました。町の成長戦略の一つとして大変有望視されておりましたが、事業主体がみずから取りやめを決定したことは、やむを得ないものと考えております。

交付金の1,350万円は、町にとって少なくない金額であり、有効活用に至らず、非常に残念でございますが、退く勇気も大切です。温泉事業は町長の公約でもありますが、ここは、一旦仕切り直しということで、担当課並びに観光協会、なるべく多くの皆さんが参加できる方法や財源を引き続き検討していただくこととして、今般の交付金の減額につきましては賛成させていただきます。

本補正予算に対する賛成の討論を終えさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方、挙手願います。

(「しっかり手を挙げていけよ」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) もう一回。

(挙手少数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手少数です。

よって、議案第19号は否決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第2、議案第16号 平成26年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第16号 平成26年度御宿町介護保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

1の予算編成の状況でございますが、介護保険制度も、14年が経過いたしまして、本年度は第5期介護保険事業計画の最終年度となります。予算策定におきましては、介護給付費及び認定者数の実績推移をもとに、人口推計、サービス利用等を勘案し、保険給付を求めました。高齢化の進展により、5期計画で想定しておりましたサービス利用料を3.2%上回る給付費の増となっております。

介護サービスの利用につきましては、高齢化が進み、認定が出た方のうち、実際にサービスを利用している方は82.1%となっております。予算概要の予算規模及び内容説明につきましては、1ページ下段から5ページにかけて掲載させていただきました。また、6ページから7ページにかけては、前年度との歳入歳出との比較を表にしております。

新年度の予算編成に当たる基礎数値につきましては、8ページの資料③保険給付の状況から10ページの資料⑦居宅施設サービス状況の過去の数値を踏まえ、見込み数を算定しております。サービスの受給者数は、平成25年度で、居宅介護は327人、施設介護は124人で、サービス費用は、26年度当初予算では、居宅介護費は2.8%増の4億9,048万8,000円、施設介護費は0.4%増

の3億7,600万円でございます。給付費につきましては、年々増え続ける傾向でございます。

11ページは、段階的介護保険料の推移を表にしております。

続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明させていただきます。

平成26年度御宿町介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,231万4,000円といたしました。

8ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明させていただきます。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億6,263万円は、前年度と比較し198万3,000円の増でございます。65歳以上の方の保険料でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険料督促手数料は、前年度と同額の8,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金、本年度予算額1億4,768万7,000円は、前年度と比較いたしまして1,267万1,000円の増でございます。保険給付に対する法定負担分で、施設サービスは15%、施設サービス以外が20%でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金及び2目地域支援事業交付金、介護予防事業、9ページに移りまして、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業）本年度予算額4,581万5,000円は、前年度と比較いたしまして136万5,000円の増でございます。産休職員復帰に伴う人件費分でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金及び2目地域支援交付金、本年度予算額2億5,379万7,000円は、前年度と比較いたしまして2,204万5,000円の増でございます。介護給付費の給付に伴い、第2号被保険者と言われる40歳から64歳までの方の保険料で、診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金、5項県負担金、1目介護報酬等負担金、本年度予算額1億3,392万1,000円は、前年度と比較いたしまして1,094万7,000円の増でございます。保険給付費に対する法定負担分で、施設サービスは17.5%、施設サービス以外が12.5%でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）及び2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）本年度予算額290万7,000円は、前年度と比較いたしまして52万8,000円の増でございます。介護予防包括的支援事業に対する県の交付金でございます。

10ページをご覧ください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業）、4目その他一般会計繰入金、本

年度予算額 1 億3,877万4,000円は、前年度と比較いたしまして858万4,000円の増でございます。町一般会計からの保険給付費に対する法定負担分でございます。介護給付費及び介護予防は12.5%、包括的支援事業は19.75%でございます。その他一般会計繰入金は、介護保険事業を行うための職員人件費や一般事務費でございます。2 項基金繰入金、1 目介護給付費等準備基金、本年度予算額2,640万円は、前年度と比較いたしまして1,740万円の増でございます。基金からの繰り入れとなります。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度繰越金として36万円でございます。

11ページに移りまして、8 款諸収入、1 項雑入は、1 目、2 目とも科目設定のそれぞれ1,000円でございます。2 項受託事業収入、1 目認定調査等受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として、前年度と同額の1 万2,000円を計上いたしました。3 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金は、科目設定の1,000円でございます。

12ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額1,799万4,000円は、前年度と比較いたしまして22万1,000円の減でございます。事務担当者2名分の人件費によるものがございます。需用費などの一般事務費は昨年とほぼ同額でございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額12万4,000円、前年度と比較いたしまして69万5,000円の減でございます。保険料の賦課業務に係る印刷代や郵便料でございます。

13ページに移りまして、3 項介護認定調査会費、1 目認定調査等費、2 目介護審査会共同設置負担金、本年度予算額923万5,000円、前年度と比較いたしまして13万6,000円の減でございます。1 目認定調査費、認定調査等費は、町臨時職員による認定調査に関する人件費で、使用車両の経常経費や介護認定に係る医師の意見書の手数料でございます。2 目介護認定審査会共同設置負担金は、広域市町村圏事務組合で行っております認定調査会の負担金でございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額 4 万3,000円は、パンフレット等普及に関する費用でございます。5 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額 6 万円は、前年度と同額でございます。

14ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費、2 目介護予防サービス等諸費、本年度予算額 8 億1,351万9,000円は、前年度と比較いたしまして6,626万9,000円の増でございます。第5期介護保険事業計画策定におきまして、過去3カ年の介護給付費及び認定者数の推移をもとに、人口推計、サービス利用料などから保険給付費を見込みました。計画

数値よりも増加してございます。2項その他諸費、1目審査支払い手数料、本年度予算額63万2,000円は、前年度と比較いたしまして2万8,000円の減でございます。給付に関する支払い事務を国保連合が代行しております。

15ページに移りまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額1,467万8,000円は、前年度と比較いたしまして7万1,000円の増でございます。一定の介護サービス金額を超えた方への補助でございます。4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額255万円は、前年度と同額でございます。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超えた場合に、利用者に還付する費用でございます。5項特定入所者介護サービス費等費、1目特定入所者介護サービス費等費、本年度予算額3,510万9,000円は、前年度と比較いたしまして636万円の増でございます。低所得者に対して、食費や住居費の一部を補助するものでございます。

15ページから16ページにかけまして、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費、本年度予算額867万8,000円は、前年度と比較いたしまして334万5,000円の増でございます。産休職員の復帰による人件費分でございます。昨年から実施しております元気いき教室をさらに充実して実施してまいります。

16ページに移りまして、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費・任意事業費、本年度予算額923万1,000円は、前年度と比較いたしまして55万7,000円の増でございます。介護予防のための専門職によるケアプランの作成や、総合支援、権利擁護、また任意事業として在宅介護用品の支給を行っております。

17ページに移りまして、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金及び2目第1号被保険者還付加算金、本年度予算額36万1,000円は前年度と同額でございます。死亡、転出者などの保険料の還付金でございます。

6款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度と同様の10万円といたしました。

以上で、平成26年度御宿町介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 1点だけ質問させていただきます。

介護保険制度も、早いもので、今年で10年が経過したということなんですけれども、今年度においては、高齢者保健福祉計画並びに第6期介護保険計画の策定年度と聞いております。ご

案内のとおり、御宿町では、県下でも高齢化率が高く、人口の44%になっております。介護需要及び介護予防は喫緊の課題となっております。国や県は、地域包括ケアシステムの中で、在宅を推奨しておりますが、高齢者が高齢者を介護するというような状況の中では、大変なことが多く、在宅では、なかなか難しいところがございます。

最近、多く見られる認知症への対応も考えますと、受け皿として施設の整備の必要性を考慮すべきと思っております。今後の施設整備の方向性についての見解をお伺いしたいと思います。それと、たまたま今日の産経新聞の第1面に、これと関連した記事が載っておりましたので、ちょっと読ませていただきたいと思っております。今日の産経の一面でございます。

特養ホーム待機52万人、厚労省、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら入れない待機者が、昨年10月時点で、全国で52万2,000人、平成21年度は、前年度の調査より10万人増えておるといことです。厚労省によりますと、全国の特養ホーム7,865施設、受け入れ可能な高齢者は現在51万6,000人で、既に満床、それを上回る人数が順番待ちしている状況でございます。

まとめによりますと、待機者52万5,000人のうち、在宅介護を行っている人は約半数に当たる25万8,000人、残りは、老健施設、病院からの転入を希望していた。要介護度は、3以上が66%、より軽度な以下が34%だと、入所の必要性が高い要介護4、5で、在宅のまま待機しているのは16.5%に当たる8万6,000人、高齢者による入居者希望の増加に施設整備が追いつかない状況であります。政府は、27年度から特養入所者を原則として要介護3以上に限定する方針です。

参考までに読ませていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 多田保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まさに第5期が終わろうとしておりまして、平成27年、第6期ということでございます。

議員ご指摘のように、平成12年4月に始まりました介護保険制度も、制度は定着している一方、介護認定数では、サービスの利用者の急増もしております。特に、最近の傾向といたしましては、ご指摘のとおり、認知症高齢者の対応というものが急がれているわけでございます。

第6期の介護保険計画の策定にあたりましては、現在、ニーズ調査を実施しているわけですが、状況を勘案しながら、施設整備に関しまして、運営協議会等に提案をしてみたいと考えております。また、今の特養の待ちもでございます。私どもは、現在、68名ほどの方が待ちという形の数値は認識してございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前任者と同様な質問となるわけでありますが、いわゆる今般の新年度の中で、一番大きいのは、地域包括ケアということで、これまでの介護保険と医療制度を一体的に、政府のほうで言えば改革という言葉なんでしょうけれども、地域包括ケアシステムを構築するというので、その計画づくりが予定されているというふうに理解をしています。

この地域包括ケアシステムの前段としては、いわゆる要介護、1、2、3、4、5ということであるかと思えますけれども。この1、2というのは、認知症、障害を抱えているなど、やむを得ない事情がある場合にのみ、特例的に入所を認めるということが政府の説明のようです。そうしますと、一般的には、胃ろうという方々が在宅で介護を受けることになるのでしょうか、これが一番大きな在宅の介護の中ではなると思うんですね。

それで、今般の改正の中で、いわゆる医療制度ということでもありますので、そういう医療の技術・技能を持った職員と申しましょうか、人員、また町内においても、そういう医療機関、在宅での医療サービスを行うということが必要になると思うんですね。大都市においては、これらのサービスというのは、民間も含めて、多様なサービスが提供されているというふうに伺っておりますけれども、私、この地域においては、そういうサービスが、非常に乏しいと申しますか、充分ではないというふうに認識しているわけなんです。そういう中で、こうしたものをどうサポートしていくのか、結局、構築していくのかというのは大変大事な課題だというふうに思うんです。これから計画、手続を進められるというふうには思いますが、ここについてどういうふうに考えているのか、承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 医療過疎と言われる当地域におきましては、非常に頭の痛いといえますか、懸案事項でありながらも、なかなか見通しが見つけられないところでございます。県におきましては、これから医療圏の見直しが、近々また計画されているというような情報もございますので、こういった中で、全体的な圏域の整備というものも、必要と考えます。今現在は、山武長生夷隅医療圏域という形のグループなんですけど、この医療圏のくくり方も、多少これから多様的に変化はしていかざるを得ないだろうと考えます。地域の実情を見まして、私どものほうの中でも、20数%の方が、圏域以外のほうの病院を利用しているというようなこ

とがございますので、そういった包括的な医療体制の整備というものも一つあるのかなと思います。

今、委員ご指摘のように、在宅医療をどうするかという問題は、やはり地元の医院さんにも、専門医といいますか、お抱えの自分の状態を常に診てくださる方、いわゆる一次医療体制の中の地域医療をどうしていくかという問題になると思われまます。私どものほうの医療の状況を見させていただきまますと、やはりお医者さんの高齢化というものもございまますし、一次医療の連携というものと、それからいすみ医療センター、これが中核病院としてございまますので、こちらとの連携というものをどう組み立てていくかという課題もございまます。

先ごろの防災協議会の中で、医師会との連携を今、模索しているところでございままして、夷隅保健所、勝浦保健所がリターンとなりまして、医療体制の整備というものが、数回、会議が繰り返されております。こういった医療連携というものを今後、慎重に取り組んでいきながら、今後、医療圏の見直し等につきましても、そういった部分に向けた包括的な形を模索してまいりたいと考えていまます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

改革とは名ばかりで、このままいけば、人人介護、老老介護、介護難民が発生するという事態が想定されるというふうにもなっております。

そして、この介護、いわゆる福祉でありますけれども、もう一点でありますけれども、この事務についてなんですが、よく都市部から御宿町に転居される方が、さまざまな形で役場においでになるわけでありますけれども、そういうときに、大都市でありますと、この資料が整っていませんよと、この資料を整えてから来てくださいと、それから承りましたと、これは、何日後に決定いたしますので、また何日後に来てくださいと、ところが御宿町に来てみますと、その場で、責任のある方が来て、最初にそこで決裁をいただくと、これは福祉じゃないですかね。福祉は待ってられないんですよ。だから、福祉については、後日、さかのぼって遡及できるという制度になっているじゃありませんか。さっきの話と全く逆ですよ。これが自治体の事務ということじゃないんですか。

幾ら一生懸命頑張っているけれども、一方で今般の事態、これは一つ手前の議案ですけれども、これは、介護保険ですので、御宿町44%ということで高齢者の方がたくさんおられます。しかし、県の職員が来ても、御宿町は、元気な高齢者がたくさんおられるということで、評価もいただいております。そういう町づくりは進めているわけでありまますから、引き続き今般の事態とい

うのは、この介護保険の予算のこと、8%に増税しながらサービスカットじゃありませんか。これについて、きちんとやっぱり安心して暮らせる、そういう事業をこれからも進めていっていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 本当にマンパワーが必要なところで、非常に職員の少ない中で頑張らせてやらせていただいております。ネットにおきましては、やはり私どもの地域包括ケアに向けて、中の職員、スタッフの携わり方というものを改めて再構築していきたいと考えてございます。

その中で、やはり現状の介護認定者数、それから介護サービス利用、こういったものも、先ほど申し上げましたけれども、非常に増えてきてございます。その中で、やはり大事なことは、予防事業と考えております。昨年度から、元気いきいき教室等、地域に出まして、10カ所の区民館等をご利用させていただきまして、そこで予防事業を展開させていただいております。事業には、私どもの職員も同席いたしまして、実際に役場に来られない方たちのいろんなお話も、またご要望を承りながら、介護対策あるいは予防対策を進めておるところでございます。

本年度は、これにさらにもう一回加えまして、年3回、地域に出まして、高齢者の皆様の意見を聞く、あるいは健康年令というものをさらに高めていくための努力してまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩します。

(午後 1時51分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時12分)

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

本案につきましては、13日に大竹企画財政課長より議案の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

少し量が多いので省きたいと思いますが、とりあえずまず1点、ページ35あるいは23、両方かかっているんです、あと28。地域公共交通の整備新規事業594万円と、それと看板設置の64万円、それと28ページの79万円の運賃収入、これについて、最後、終わったということで、ちょうどタイムリーなんですけれども、このバスの件に関しては、大変丁寧な協議運営をしていただいたと思っております。また、住民の基本である移動に関して、障害者関係のご意見を充分に取り入れていただきました多賀課長には、大変感謝しております。

そういう中で、今までの経緯と、今日この予算が通った場合の今後の経過、それと予想される赤字と、これは、10月からなんですけれども、約80万円という中で、どのくらいの赤字と補填が予想されるのか、きのうの協議結果を含めてご説明いただければと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、地域公共交通につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらの地域公共交通につきましては、町内の交通活性化検討会議で検討された公共交通の内容をもとにいたしまして、昨年12月に、地域公共交通会議、法定協議会ですけれども、こちらを立ち上げて、昨日までに3回の開催をしてございます。この会議におきまして、地域公共交通の方向性や運行計画等をまとめた御宿町生活交通ネットワーク計画の策定は進めておるところでございます。

この内容につきましては、これまで町の活性化検討会議においてご検討いただいた内容と同じ内容でございます。この検討内容に基づきまして予算のほうを、計上させていただいたものでございます。

主な内容につきまして申し上げますと、運行エリアにつきましては、町内全域を対象といたしまして、国の補助制度を活用して実施するというところでございます。また、運行の形態につきましては、乗り合い運行とし、ルートを定めず、運行エリア内を利用者の要求に応じて、最大限の乗合いを行うようにし、予約により運行といたします。

エリア内での移動先、共通の乗降場所といたしましては、御宿駅、公民館、役場など、8カ所としております。また、運行時間帯につきましては、午前8時から午後5時までとし、運行の回数につきましては、一日8便の運行としております。また、運行日につきましては、年末年始を除きまして毎日運行とし、対象者は、御宿町に居住する住民の方及び家屋を所有する方で、あらかじめ利用登録を行った方といたします。

料金につきましては、一乗車、大人が300円、小学生200円、小学生未満は、無料といたしますが、保護者の同伴が必要ということにしております。

また、利用方法は、電話連絡による事前予約制といたします。

乗合い運行を行う車両につきましては、10人乗りのワンボックスを用いた車両と、ワンボックスの定員を超えた場合、また故障などに対応できるよう、予備車を用意するというところでございます。

運行の期間につきましては、26年10月1日からの運行を予定いたしまして、事業者は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得たものということでございます。

さらに、詳細な部分につきましては、事業者と協議をして、運行することとなると考えております。また、これらの内容につきましても、運行を行う中で、変更や改善を行うことで想定しているものでございます。

具体的な予算の内容につきましては、地域公共交通会議を引き続き開催してまいりますので、こちらにつきましてはの委員報酬は7万6,000円、それから費用弁償として2万円を計上させていただいております。

また、次にデマンド型の乗り合い運行に係る事業費用でございますけれども、利用者登録カード等の作成などの消耗品、また住民の皆さんに周知するリーフレット作成等といたしまして印刷製本費、それから運行費用やオペレーター及び車両の準備、管理などの経費といたしまして、運行業務委託費として500万円、それから乗降場所の案内看板作成として64万8,000円を計

上させていただいております。

また、運賃収入につきましては、79万2,000円ということで見込んでございます。

なお、国からの補助金については、2分の1相当という額が交付されるわけですが、国の運転の補助対象となる期間が、10月から来年の27年の9月までというこの1年間を国の補助の運行期間とされておりますことから、26年度につきましては、国庫補助金の計上はしてございません。

それから、この事業での運行に関する部分の採算性というか、町負担額ですが、歳入歳出とも、この予算のとおり事業を執行して運行した場合については、運行の関係の委託費で500万円、これに対しまして運賃収入が79万2,000円ということございまして、これらは、10月からの半年分の運行の費用ということでございます。ですので、この差額を倍にいたしますと、収入と、それから委託料の差が年間840万円で、来年度については、先ほども申し上げましたけれども、国の補助金が、来年度はございませんが、再来年度には2分の1相当額入るということをして2分の1として計算いたしますと、この中での町の一般財源の充当額は420万円という形での予算計上をさせていただいております。

障害者の方も乗りやすい公共交通機関の形態ということで、要望書を頂戴してございます。こちらにつきましては、法定協議会のほうで、2月の25日に開催されました第2回の会議のほうに報告をさせていただいております。この中では、今後、町の福祉施策との協議・調整を踏まえた中で、御宿町地域公共交通会議にて、協議を今後進めていきたいということで、回答申し上げたところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。了解しました。

それでは、次にページ45、臨時福祉給付金、簡素な給付措置、またページ49の子育て世帯臨時特例給付金、給付の目的、給付金資格条件、期限、該当者数、これについてお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、臨時福祉交付金と子育て交付金、について、ご説明を申し上げます。

平成26年の4月から、消費税の引き上げに伴いまして、所得の低い方への暫定的・臨時的措置として、国から給付金を支給する事業でございます。臨時福祉給付金、新聞などでは、簡素な給付措置というような表現もされているようでございますが、市町村税が課税されていない方で、当町では、約2,200人でございます。支給額は、対象者一人につきまして1万円ござい

います。給付スケジュールといたしましては、本年7月から9月の3カ月間を予定しております。同じく子育て世帯に対しまして、同様に子育て世帯臨時特例給付金が予定されています。対象者は、平成26年1月1日の基準日に、御宿町に住民登録されている方で、現在、児童手当の受給をされている方が対象でございます。当町では、476人を見込んでございます。支給額は、対象児童一人につきまして1万円でございます。給付スケジュールといたしましては、市町村税の課税確定後の7月頃からを予定してございます。

簡素な給付措置と子育て世帯特例給付金は、併用できませんので、双方の要件に該当する場合は、臨時特例給付金だけの対象というふうになります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 両方はもらえないということで、それは大変残念なんですけれども、町長、消費増税に関連して、御宿町として、対策は、何か講じたんでしょうか、また講じる気があるんでしょうか、今の国の政策はここにありますが、町としての政策はありますか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 町として3%の余録というのはないですから、独自の施策という形にはなると思われます。今年度、新たに、介護4、5あるいは新生児を出産された方に、ごみ袋の無料配布を考えていまして、少しでも皆さんの経済的な一助になればというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） おむつは、石井議員からさんざん言っていて取り入れていただいたんでしょうけれども、消費税とはちょっと関係がないのではないかなと思っております。

次、雑入のほうなんですけれども、団体生命共済保険の11万円と生命保険取り扱い手数料68万円、これは、役場の中で、職員の生命保険を団体も含めて取り扱っているという中で、これは一般会計の雑入に入っておりますけれども、これは、本来、入湯税と同じように、職員の福利厚生に目的化したらどうかと、役所の中で事務手続はやっていますけれども、これは、職員の生命保険が担保になって入ってくる収入なので、本来ならそういう形で、特にこの御宿町では、職員の互助会は別としても、福利厚生に対する研修とか、そういうのはある、そうしますと特別にこれを充てていけば、もっと職員の質が上がるのではないかと、また福利厚生になるのではないかと、という一つの提案です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず、ご指摘の団体生命の配当金11万円、これにつきましては、

全国町村会でする団体生命共済、弔慰金に対する余剰金の配当でございまして、これについては公費分負担でございまして。また、68万円、生命保険の取り扱い手数料、これについて、福利厚生、提案ということでございまして、雑入で入れているのは、生命保険の取り扱い手数料については、行政事務から、行政の給与事務から生じた金銭の給付ということで、当該地方公共団体の雑入として受けております。雑入で、一般財源扱いなので、どこにという話もあるでしょうけれども、ご指摘のとおり、行政改革大綱の中でも、職員の研修について、力を入れていくということで進めております。今年度、今度やるのが、毎年やっている研修のほかに、資質向上を含めて図っていききたいということでありまして、今年度については、自治センター関係では、11万6,000円の経費を充てております。去年あたりですと、直近で県の研修等とか何かは実施いたしました。極力、職員の資質向上するために、そちらのほうには力を入れていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後の1点です。町有地の伐採委託、17万9,000円なんですけれども、これは、災害等があればもっと増えていくんでしょうけれども、先の大雪で大変な被害が出ました。防災予防が特に必要だと思うんですけれども、特に御宿台では、管理会社と協議して、予防管理をしていったらいいのではないかと、管理規則でも、公共の負担が可能になっております。

それと、もう一点は、管理道路がないという部分がありますので、こういうものを協議しながら、三者協議というのもあるということなので、公共の負担をしていただきながら、事前に伐採を計画的に進めていったほうがよろしいのではないかな。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） この点につきましては、関係者の皆様と、今後、協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） では、36ページ、7の13、J-ALERT、実は、我が町の地震計はこの庁舎のすぐ近くにあるんですね。それも、切り立った下に地震計が設置されていまして、地震があるごとに、今、報道されているんですね。ところが、我が町は、いすみ市が出たり、勝浦市は出るけど、一向に出てこないというのが、なるほどなと思ひまして、こういう岩盤の上に設置しますと、当然、揺れですから、下の岩盤が揺れないですねよ。砂地の上だと、当然、揺れるんですよ。だから、私は、今の設置位置は、危険サイドに出ているのではないかなと、

むしろ砂地の上はもっと揺れるんですよ、一度体験してみるとわかりますけれども。それで、本当に今のままでよろしいのかどうかというのは本当に疑問で、住民に、余りにも安心を与え過ぎてしまう与え過ぎというんですか、そういう設置位置なものですから、やっぱり標準的なところといたら、ほぼ、私は、砂地、ここは、全体的に砂地の平野ですから、清水谷に沿って平野ですから、砂地盤の揺れというのは結構あるんですよ。公的機関とか何かということであれば、月の沙漠記念公園とか、またはプールとか、多目的広場は管理しづらいですか、そんなところに設置したほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご意見、質問は、私も、自宅にいて、テレビを見ますと、何で御宿はこんなにほかと比べてというのはよく感じます。ただ、各市町村の地震計というのは、全部、気象庁に連動しております。これは、災害対策本部が各市庁舎に設置されるということから、観測器は原則として各市町村の庁舎に設置するというようになっております。ですから、ここと連動していると、問題で見ても、全て市役所、またいすみ市は、合併しましたので、旧の庁舎、そこにもあるという状況になっております。設置箇所についても、一応、建てる時に、つくる時に、気象庁が来て、この地点ということで示してあります。もっと変わるわけではないというような前提でご質問されて、もっと震度があつたほうがいと、地盤がそんなに高くないところというご意見も、全て否定するわけではございませんが、今の現状ですと、そういう状況の中で設置されているということでございます。これについても、年に数回、点検をやって、正常化かどうかでないか、今までテレビは見て、逆にちょっとおかしいのかなと個人的に思って、担当のほうに調査しましたけれども、震度については、間違いはないという状況でありますので、ご理解いただきたい。原則として、一つのということですから、それについても問い合わせしてみたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） その意味というのはわかります。しかしながら、皆さん、町民にとって、その震度を見ることによって、我が町は、どの程度の揺れがあつたのかという判断の材料になってしまうわけですね、そうしたときに、安全サイドにある地震計だと、ちょっと安心し過ぎて間に合わなかったり、いろいろそのために、災害に遭われるということは、やっぱりその辺は、よく考えていく必要があるんじゃないかと、少なくとも我が町は、余りにも揺れがないところに設置されていますので、その工夫して、もっと適当な箇所に設置するよう検討して、

また町長にも、実情を話した上で、よりよい方向を選択していってほしいと思います。

次にいきます。次は、建設環境関係でいきます。66ページ、これは、先般からよく私、話している多目的広場から地引橋に至る歩道の拡幅拡張予算の確保が今回どこにも示されていないんです、この箇所をやるということが。一体、これは、何だったのかなという本当に単純なる疑問があります。現在、夷隅土木では、清水川の既設護岸の高さを今、測量しています。東日本大震災によって、津波が川を遡上するというので、少なくともかさ上げしなければならないだろうと、ただ、今、現況がどういう高さにあるのか、そういう意味で、予備的に調査した上で、本庁のほうに上がって予算化していくというような、そういう段取りでいくそうなんですよ。いずれにしても、今現在の高さが安全サイドであるかというものを今やっているそうですから、近日中というか、近年中には、このかさ上げ工事が、不足していればやるのかなと、私は、それにあわせて、くどいようですけれども、歩道を拡幅するのがよしいんだと、近日中、2年、3年のうちにやって、また歩道を直しました、それでまた壊します、こんな無駄遣いしてはならないわけですよ。せっかくそういう計画があるんですから、それにあわせてもらって、この予算をどこに上げるのか、上げないのか、それをはっきり説明してもらえますか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらのほうの予算ですけれども、道路改良費の舗装工事の中に、歩道の舗装改修ということで計上させていただいております。資料のほうは、予算概要の44ページになりますが、この中段のところに、1028号線、須賀多目的広場付近ということで、こちらのほうが歩道の舗装改修工事の事業費の説明になります。

文井議員さんご指摘のとおり、清水川の護岸につきましては、県の海岸防護施設の設計に向けて、現在その準備が始まっているということでございますけれども、清水川の河川の護岸の整備計画が決まるまでには、まだかなり時間を要するようなどころがあるようでございまして、本来であれば、あわせての施工がよりよいものと考えますが、舗装の改修を先行させて、実施させていただきまして、拡幅のための事業調整につきましては、引き続き県に要望を続けてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） その辺になると、やっぱりある程度考え方の違いになってしまうんですよ。あそこの歩道は、あなた、歩いたことはあるんですか。私は、今ちょっとは控えていますけどね、毎日歩いていたんです。年寄りの数も結構歩いているんです。誰でも、けがなんかは、何にもしないですよ。中には、あれが悪いと、自然とボランティアの方が、セメントは持

ってきて流してやってくれたり、そういうことを実際にやっているんですよ。それも、2年、3年で、例えばできる、もっと早くできるかもしれない、なぜその金をまた使ってしまうんですか。私は、ここまで待っても、あそこは、今まで見た感じ、倒れた人なんかはいませんよ。俺は絶対反対だね、そういうやり方は。それは、あなたとの見解の違いなのかな。それをまた追求しても時間がかかりますので、次にいきます。

これも、一般質問でしたとおり、平成24年度に、普通河川清水川の現況調査結果というものが、約900万円投資しましてこの委託結果が出ています。にもかかわらず、平成25年度、予算措置も一切なし、今年の予算書、どこを見ても入っていません。一体、900万円は何だったのかね。大変な金なんだよ、900万円は。それを我々のガイダンス的な、広報的な立場で使ったとしか思えないんですよ。なぜ続けてやっていかなければいけないんだろう、あの浸水している人たちは、悩んでいるんだ、梅雨時でも、台風時期でも、行ったことがあるのか、その現場に。行ったことはあるんですか。悩みを聞いたことはあるんですか、その人たちに。あるのかないのか、ちょっと教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 浸水地等には、現場に赴きまして、現地の状況を確認してございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そういうことであれば、平成25年、26年、なぜゼロなんだ。そのうち、我々を忘れさせてしまうのか、それしか思えないぞ。900万円も使って、何も実施していかないで、あなた、何をやっているんだ、それはどうしようと思っているんだよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議員さんからご指摘のとおり、清水川浸水対策につきましては、事業内容の説明が充分でなく誠に申し訳ございませんでした。事業内容をきちんと整理した上で、改めて、ご説明、今後の課題について委員会にご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） このことはわかっているんだよ、そちらは説明するといっても。具体的な案を出していこうというんだ、こういうことは実施していきたいと。せっかく委託書に書いてあるじゃないですか。なぜまだそんな第三者的なことを言うの、概論的なことを言うの。今はもう予備調査に入っていかなければいけないんだよ。町民は、そういう言い方で、それを

理解するか、決して理解しませんよ。2年もほったらかして、やります、やりますで、何もやらないじゃない、このままいったら、ずっとやらないじゃないですか。私は、ああいう日々洪水で悩んでいる人たちの気持ちをあなたは、少しでも、今度あそこにテントも張って、あそこで暮らしてみろよ。雨の日、テントも張って暮らしてみろ、流されてしまうから。そこまでして俺が強制してはいけないかもしれないけど、そのくらいの気持ちを持って当たってほしいんだよ。こんなことで、6月の補正で対応しているのか。もっと早く対応してくれないと困るんだよ、本当言うと。6月補正だと、梅雨どきになってしまうんだ、また洪水がくるんだよ。長雨が降ると、絶対にあそこは、また、たまたま幸いにして去年はなかったけど、いつやってくるかわからないんだよ。本当に、真剣になって頼むよ。

以上。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 清水川の件につきましては、説明する機会を早急に設けさせていただきまして、事業の内容について、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 続けて、実は、コンサルタントをやった報告書も読ませてもらいました。実は、御宿中学校から岩瀬酒造までは、水が入ってしまうんだ。あの水が、全部鉄砲水みたいな形で、岩の井の社長の脇に水路があるんですけども、そこに流れていくんだよ。その間が、大雨が降ると、車が浸水するぐらいの高さがある。それを何とかJRにやってもらいたいと思って、私は思っているんですけども、こんな報告書では、JRに持っていけないんだよ。JRは、みんな技術者がいるんだよ。我々も、例えば私が説明に行っても、具体的にちゃんと説明しないと、向こうに除外されてしまうんだよ。この問題はどうするの、こんなでいたらくで。これは、早急につくって、訂正してつくらせてください、よろしくお願いしますよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のとおり、この箇所につきましては、今回の現況調査の中では、評価の中に、全体の中では含まれておりましたが、部分的な評価はしてございまして。指摘の箇所について、調査等、追加する中で、全体の改修計画について、整理を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 早急にお願いしますよ。

続きまして、今年度、実施した道路性状調査、トンネル点検調査、たしか今年で終わるはずなんだ、この3月で。それを産業建設委員会に報告してください。だから、やってやりっ放しなんだよ、今まで。何度待っても来ないじゃないですか。これは、そういうことでお願いします。

続きまして、これは、我が町の災害が、昨年10月の台風26号、今年の大雪、同じ路線、2路線が続けて災害に遭っている。そのときは、復旧した、開通した、でもその次の対策をしていないんですよ。また、今回も、大雪でやられて、まだ今のままで、今年度の予算を見たら、何も計上していない。物事というのは、二度あることは三度あるんだ、三度あるから四度あるんだ、これは。これは、じゃどうするの。このまま、また同じようにやって、災害を受けるままだにしている。真剣になって考えてくれよ。ちゃんと自然が教えてくれているんだ、あそこは危ないところだと。現実には、そこが、危ないところで、土砂崩れもあるし、木はぶっ倒れるし、さんざんそれが教えてくれているんだよ。それをあなたがよく見ないで、ただ、通行どめで描いて、伐採して、はい、どうぞ、どうぞ、大丈夫です、今度もだめだったらまた行きますよ。目に見えているんだよ、あそこは、2つとも。その安全のための工事をやっていかないと、いつまでたっても、その箇所で起こるんですよ。これは、やっぱり2度もあったんだ、2度も。3度やったらばかだよ、本当に。こんなことを3度もやったら、誰も許してくれないぞ。それで、それも産業建設委員会に報告してください。

続きまして、合併浄化槽、毎年、10基、計画して補助をしています。一体、この10基が、どのくらいの投資的効果があるのか、それは、水質調査とか何かはして、うまく計上しているみたいですけども、私は、違う方面で、これが、10基、毎年計上しているけれども、実際、この補助金を使って、何基、昨年度は導入されたか、また今まで、この補助金を使って、計画が何基あって、実際に補助金を使った基数は何基なのか、それを知りたい。私は、今まで、全部10基あって、足りなくて、10基、全部やったんだなと思ったんです。ところが、この前、いつか私が一般質問したときに、2,000世帯が、たしかまだ単独浄化槽とくみ取りだよと、じゃ200年もかかるんだねということをしてたし私は言ったつもりです。じゃ、もっともってこれは、実数で挙げれば、処理が、もっとかかるとか、200年以上かかるとか、だからこれも、基数を実際には教えてもらいたい。なぜ10基、じゃ10基は要らないのかという形なんだけど、これも、やっぱり合併浄化槽や、単独浄化槽やくみ取りの家庭に対して、親身になって、我が町は、この河川をきれいにして、観光客にしても、水産物にしても、これを上げたいんだと、だから設

置したいんだということで、ただ単に各戸に配付するだけじゃなくて、頭を下げていけないんですか。この前の三角コーナーでも、みんな、ただ買うじゃないですか、それが、やっぱり10基を達成するコツだと思うんだよ。その制度をその人たちに周知して、こういう制度があるから、ひとつお願いしますということじゃないですか。この資料は、今はないんでしょう。議長、すみません、そういうわけでないそうですから、後で資料提出をお願いします。

じゃ、続きまして、産業観光課のほうにいきます。プールの施設改修が、今回710万円、上がっているんだよね。確かに、プールは、あそこのああいう場所だから、いろいろと潮風で、腐食なり劣化なり、かなり悪条件の中であるから、補修するのは、いたし方はないなと思います。しかし、毎年、毎年、これは赤字なんですよ、収入、支出で。収入は幾つ、支出は幾らだと思う。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 今年度ベースで、26年度の予算では、収入は1,180万円見込んでおりまして、支出のほうは2,683万7,000円でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） つまり、大体1,500万円の赤字なんです。収入が1,180万円、支出が2,683万円、単純に考えて1,500万円の赤字だね。結局、補修がどんどんかかるから、この先も、どんどんこの1,500万円ぐらいいは、このプールのために、たった1カ月の営業で、町は1,500万円出してやらなければいけないんだよ。それでいいのかどうかをやっぱり委員会に諮ってもらいたいんだよ。金がない、金がない、こういうのを節約していけば、場合によっては、高齢者向けに使えるんだよ。自分の金だと思ってくれよ、自分のお金だと思って。だから、その辺を我々プール委員会でも、何回言っても、話してくださいよ。一度も話してくれないじゃないですか、そんなことは。それは、ちょっと余り時間が長くなってしまふから、そういう議論を仕掛けてきてください。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） プール委員会のほうで、経営の状況はお話をさせていただいております。また、明日も、委員会は招集しておりますが、その中で、お話しさせていただきますが、確かに赤字でございます。支出に対して44%程度の収入でございますが、こちら、観光の施設ということで、重要な施設でございます。海は、いつもなぎなわけではございません。荒れている日にお客様が来たときに、どこにも行くところがないと困ります。また、この辺、見渡していただきましても、あのような立派なスライダーを持っているプールはございま

せん。確かに、赤字でいいと申しているわけではありませんので、営業努力はさせていただきますが、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） それは、周知して、赤字でもやらなければいけない部分はありますから、決して、ただ赤字を考えてもらいたいということだ、私的に考えると、これは、やっぱり収入がある部門というのは、複式簿記でつけるべきだよ。あそこも、財産があるし、一体、今年、どのくらいもうかって、どのくらい赤字、そういう複式簿記をつくって、会計管理したほうがいいよ、月の沙漠記念館も同じように。そうすると、このくらい今年は黒字だな、この続き赤字だなということを一早く見るとわかるんですよ。資産的に、今度は、こういう財産があるから、これが劣化していくんだから、劣化償却もしていかなければいけないので、いつかは、これは直さなければいけない、計画に直さなければいけないんだ、水道と同じように。時価もおっこちてしまうわけですよ。ちゃんとした補修しないために、お客さんに事故を負わせてしまうんだよ。その辺の管理というのはしているの。ただ、だめだから直すだけではないんだろう。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 公共施設での事故は、あつてはならないものと考えておりますので、修繕の際には、その点、第一に考えて修繕の計画を立てております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 次に、60ページの御宿漁港沖合堤防台風による被害、これは、災害査定を受けられなかったと、受けるに相当しないということをお聞きしています。ただ、それになってしまいましたということで、私は、聞いて、実に残念だなというか、なぜ、こちらの産業建設にもアナウンスしてくれないかなと、それが、これは、当局はあれだけども、漁組はこの半分を払うんだよ、この七百何番。これは、もろに経営に及ぼすんですよ。これを災害復旧でもらうと、かなり軽減されるわけです。その辺は、やっぱり私、産業建設委員会ですから、そちらに報告してくれて、何か別の手当とか何かを考えられるんですよ。私、話に行ったらもう決まっていて、これは何だと思って、後の祭りなんだよ。事務方が決めてしまって、我々はつんぼ状態、それでいいのかね。

ということで、今後は、我々とタッグは組んで、密になってやっていきましょうよ。金は少しでも大事に使っていかなければいけないから、それは、向こうから言われたと聞いているよ、俺は。でも、ああいうのも、結構、採択してくれるんだよ。それは終わったことだからもう言

いたくない、今回は、だからもうそれはないように、我々に諮ってもらいたいよ。

続いていきます。61ページの観光イベント業務委託の580万円、この委託内容が、どうもこれだけだとわからないんですよ。今、ここをどうのこうのと言うのは、時間も限りがありますので、その委託内容について、文書の提出をお願いしたいんですけども、委託内容について、例えばこれは、伊勢えび祭りだとか何かの海の花の祭り、そういときに出しているんでしょう。それに、幾らかかかって、人件費はこのぐらいかかるとか、そういうのをちょっと教えてもらいたいんだよ。単に一発で、580万円ですといってもわからないもの、お願いします。私は、意味を理解していかなければいけないと思って、ただあれなんで、それでお願いします。議長、いいですか、資料、よろしくお願いします。

続きまして、教育課のほうにお願いしたいんですけども、せんだって大多喜町は、今年の3月議会で、小学校3校は統合して、それは、総元小、上瀑小は大多喜小に統合するというのが、可決、成立されました。我が町も、御宿小学校が218名、布施小学校53名、これは、在住が三十何名といますから、御宿在住の人は30名としても、合併しても248名なんです。そういう53名で、これは、とても学校の運営は、やれるのかもしれないんですけども、経費が余りにもかさむんですよね。同等ぐらいの金、今年度予算では、ざっくりで1,500万円ずつ、218名の方に1,500万円出して、御宿の30名の人に1,500万円出す、これは何なの、単純に考えてそう思う。

私は、その大多喜の今回の統合が、どういう理由で統合したかというのがホームページに出ているんですよね。児童が急速に減少し、両校とも、間もなく複式学級になることが確実なことから、教育委員会では、よりよい教育環境を整えるため、計画に基づく総元小学校、大多喜小学校及び上瀑小学校の統合を進めてきました云々と出ているんです。子供たちのことを思うなら、やっぱりこれは、限られてしまうし、競争力もなくなってしまうと思うんですよ。やっぱりそれと、あと費用対効果です、平等になる面では、生徒は、税金の平等性というのか、そういうものを受けべきだとは思うんです。

これは、たかだか、ここも、布施小学校も、当然、昭和30年の御宿町の合併でまだ残っているわけですよ。各市町村も、全部合併で残っている各村が、どこも1校という形で残っていて、それは徐々に合併されていますよ。勝浦市も、全部それは、もう合併はどんどん進めていますね。勝浦は、小学校の跡地を介護施設につくったり、あと給食センターをつくったり、そういうことをやっているわけですよ。これは、やっぱり子供たち、30名を御宿小学校に来させても、昔は、歩いていかなければいけない、自転車だから、それは大変だったでしょう。今は、車

で、すうっと、たかだか御宿町は、コンパクトな町なんです、5キロ、5キロだから、25キロ平米なんです。大多喜町は、これで5倍あるの、実物の町の面積も。現実には5倍あるけれども、来年の3月には2校だけなんですよ。西小学校と大多喜中学校になるんです。高校も、だからあそこは、西中と大多喜中ですか、2校ですね。さらに、これは、言えることは、実は、老川小と西畑小が合併して、スタート時点は111名だったそうです。それが、昭和25年4月に合併して、去年の4月に合併して、今現在、何名かという、95名にまた下がったんですよ。これは、まだまだ少子化が続くんですよ。まごまごすると、この西小でも、最終的には統合、西小というらしいですけども、西小も大多喜小と合併せざるを得ないような時代の趨勢かもしれませぬけれども、可能性も充分あるんですよ。そういうことで、やっぱりスリム化、行政のスリム化を図っていく必要があるんじゃないかと思います。教育長、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 今、大多喜町の情勢、私も、その点は把握しております。それと、もう一つは、今現在、55名ということで、布施小学校は今年度なっております。24年には52名だったんですけども、25年に55名になったさらに26年度、来年、55名だったんですけども、2名、転校するというような家庭の事情ということで、多分、53名になると思います。27年度の予想は54名と、28年度が61名、そして29年度が63名、そして30年度が一応63名というように、今、どちらかという、少しずつ増えてきているという状況であります。ただ、御宿小学校のほうは、逆に減ってくるというような状況もございます。その事で、私ども、考えたときに、学校、要するに一つにするということは、いろいろな意味で良いこともあります。けれど、2つ学校があるということは、お互いの競争心も出てくるわけで、今現在、交流学級を1年から6年、全部やっていますので、そういう点で、子供も、布施小学校と一緒に御宿小の子供と学習したり、あるいは先生方も、御宿で、授業、布施小の先生が布施小の子供と御宿小の子供の同じ学年で学習するなど交流を深めて、できるだけ小規模は小規模なりのことで考えています。人口の減少ということは、これからあることもあると思いますので、今のところは進んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 教育長、私の言わんとすることは、そういうこともわかるんですよ。わかるんですけども、やっぱり支出の面で、1,500万円、30人に1,500万円払って、二百何名に1,500万円越しているんですよ。これは、少子化が進んでくるし、いろいろ給料の削減とか

なんかもやっていますけれども、やっぱり給料の削減だけでは無理なんですよ、正直言って。こういう昔の名残と言っては、申しわけない、言葉が悪いかもしれないですけども、そういう名残をここで清算していかないと、私も、岩和田小学校の38名で、1年から6年までずっと過ごしましたよね。それでも、我々の時代は、一クラス、それなりの人数はいました。ところが、時代の趨勢でなくなりましたけれども、私も、その小学校を見たときに、本当にその学び舎というか、幼少時代の過ごした一コマは、最後、写真もありましたから、本当に悲しい思いをしました。したけれども、そこを乗り越えていかなければいけないし、本当にそういうことをさせようなどと思っている気持ちはないんですけども、限られた財源ですから、何とか削って、コンパクトで、合併しないということですから、そういう方針ですから、やっぱりそういう工夫をしていくべきだと私は考えています。

じゃ、あと、教育長、いいです。もう一つ、御宿台には、テニスコートがあるんですね。御宿台テニスコート、これは、町営であって、指定管理ですか、指定管理で、今、観光協会がやっているんですけども、これは、50万円というものはそうですか、予算書の中で、これは、指定管理料が50万だよ。それで、よく不思議なところもいろいろありまして、あそこの管理はちょっと特殊なものですから、あのエリアが、テニスコートのエリアが、どこに直してもらえばいいのかなと甚だ前からいろいろ疑問がありまして、去年の暮れだったですか、電気が消えまして、周りの付近の人たちは、あの駐車場で、真っ暗い中、こそこそ知らないけど、いるらしいんです。電気は直してよと要望したんですけども、私、土木委員と2人で話したんですけども、なかなかどちらが直すというのが、時間を要しまして、一体どちらが管理しているのかと不思議に思ったんですよ。

さらに、その周りの植栽、植栽も、あそこが、どういうわけか、道路にはみ出して、すごく付近の方が迷惑しているんです。そういうことも、意外と管理が、そこが、その治外法権みたいにずさんなんですよね。じゃ、誰が、これはやっているんだと思いまして、私は、それで思うんですけども、この指定管理というものは、もっと明確に、これは、誰のどちらが、これは、どちらがやるということは、曖昧ではなくて、ここはこれだよとか、ここはこれだよということは、やっぱり契約書の中ではっきりしてもらいたいんですよ。その都度考えられて、十日もほったらかされてしまうとたまらないですよ、住民は。すみませんが、ひとつ前向きに考えていただきたいと思います。答えはいいです。何か言いたければ言ってください。私の質問は、これで以上です。

○議長（中村俊六郎君） 10分間休憩します。

(午後 3時07分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時18分)

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） ちょっと1点お伺いします。

58ページ、農業振興費の中の中山間地域総合整備事業の中で、来年度、どこまで工事がいくんですか、その辺を1点お伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 次年度の中山間事業の予定でございますが、上布施中ノ沢地先というところで、ゴルフ場に隣接する県道付近で2.2ヘクタール、それと実谷ですが、下倉地先、これは村石養鶏場さんの付近でございます。それと、小塚というところで、実谷上の集会所付近、それと牛落ですか、御宿ダムの入り口付近で、こちらの実谷は、3地区合わせて7ヘクタールということで、全部で9.2ヘクタール実施の予定になっています。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） それだけなら、まだいいというわけではないんですけども、次の年度に、今度、最後に七本地先がありますよね。七本地先の県道、御宿勝浦線というのか、部原に抜ける道の一番最後の右左に民家があるあたり、あの辺の水路の整備というのは、町が取り扱うのか。これはどういうふうになっているのか。多分、町が、水路のほうはきっと扱うのではないかなと俺は、最初のほうでは、説明は受けたんですけども、町長、その辺、ご存知ないですか。町長が、一番最初にこの中山間整備事業、課長のときに取り扱ったもので、ちょっと定かではないですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 部原へ行く道の一番奥の右側の喫茶店の前にあります、あの辺ですか。

○6番（伊藤博明君） あそこにタナゴがいるので、その件で、水路の整備が町の管轄なら町に相談しなければいけない、これは、県がやるんだったら、県に相談しなくてはいけない面がありますので、その辺が、ちょっと水路が、どちらが取り扱うのか、今、伺いたいなと思ったんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） はっきりしたことはわかりませんので、早急に確認してご連絡申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 今、話したように、あそこに天然記念物のミヤコタナゴが生息していますから、あそこをやるにあたって、この中山間の委員長とか土木委員には、私、とうに話してありますから、県とよく相談して、水路をつくる際に、県の相談を受けてからやっていただきたいと、その辺を一言申し添えておいたほうがいいなと思ひまして、担当の 関係がありますから、そこら辺、しっかり取りかかってもらいたいと思ひまして、その辺をちょっと申し添えておきます。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） わかりました。

○6番（伊藤博明君） よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

歳入のほうからであります。13ページ、町民税、個人住民税、法人住民税ということで、たしかこれは、復興特別税ですか、本年より課された復興特別税、その事務内容があらうかと思ひます。概要のほうにも一部書いてございますが、それでお伺いをしたいんですが、この復興特別税、これは何年から何年まででしょうか。それで、住民税、それから、次に復興特別法人税、復興特別所得税ということですよ。法人が何年から何年、それから特別所得税、いわゆる住民税、それが何年から何年までなのかについて伺いたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 個人町民税につきましては、平成26年度から平成35年度までの10年間です。

復興特別所得税につきましては、平成25年1月から平成49年12月までの25年間となっております。

続きまして、復興特別法人税ですが、これは、平成24年4月から平成27年3月までの3年間、法人税の額に、10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を法人税と同じ時期に、申告、納入することとされたものです。政府は、今年2月4日、平成26年度の税制改正も含めた所得税法などの改正案を閣議決定いたしました。この中には、復興特別法人税を平成25年度末に1年

間前倒しで廃止することが盛り込まれております。改正案は、今国会に提出され、2月28日に衆議院本会議で可決、3月20日に参議院本会議で可決成立いたしました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解です。

個人住民税としますと、大変長い期間、この復興に係る負担をしていくと、一方、復興税については、当初、予定されておったのが、つい昨日でありますか、1年間前倒しで廃止をするということが議会で決定しました。それでは、具体的にお伺いをいたしますが、町民税であります。これは、本年度、前年度ということで比較が載っております。これはプラスになってございますね。全体的には、景気がよくないというような説明もあるわけですが、景気がよくないという中で、このプラスになっている予算案が提案をされておりますけれども、その内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 復興特別町民税が265万円、そのほかの増分につきましては、先だって補正予算に計上させていただきましたが、高額所得者の転入者の影響による所得割の増となっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 景気ということではないということで、了解をいたしました。

次に移ります。17ページであります。負担金ということで、総務負担金、防災無線戸別受信機負担金ということでございますが、19万5,000円ということで予算計上されておりますが、たしかこれは、本体が3万9,000円で、その2分の1が住民負担となっているという内容であったかというふうに理解しております。それで、今、町のほうも、新しいシステム構築ということで、内部で、調査と申しましょうか、研究されているということをお伺いしておりますけれども、先般、テレビを見ておまして、今たくさんいろいろな何か等はあるんでしょうけれども、これは、280メガヘルツの防災ラジオということで、いわゆるポケベルの技術を使う、200ワット、これも、軽微な免許ということで、地方公共団体においては、簡単に運用ができるということのようでございます。大変高出力でございますので、半径20キロから30キロと申しますと、もう十分に御宿町そのものをカバーできると、それで通常のAMラジオ、FMラジオ、それからボタンを押せば、最後に放送した防災放送が何回でも繰り返し受信できるということで、大変高いものかなと思っておりましたら、これは、1個当たり、本体そのものだけで9,500万円、あとこちらで、役場で使うシステムというものが、当然、必要になると思

うんですが、それでこれを見ますと、いわゆるパソコンなどを使って、先ほどのJ－A L E R Tなども含めて、総合的に調整した内容をここに送出できるというような内容になってございます。似たようなシステム、たくさんあろうと思いますけれども、こうしたものも、最新の状況をきちっと把握しながら、御宿町にとって何が一番ベストなのかと、これでも半分だったら5,000円の負担で済むわけですよ、8%はあるでしょうけれども。ということもあるようでございますので、外部委託のことも、これ自体もないわけですよ、たしか。もう残ったのを集めて、その中で使えるものということをやっているというふうにも伺っておりますので、これも、
ではありませんけれども、早急に一番の住民の安全というか仕組みでございますので、対応はとっていただきたいと思うんですが、それについてお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 防災無線、今あるのは、アナログでして、製造していません。全国各地から、在庫を集めているというものです。昨年から、いろいろ震災を経て、データを細部にとりか、防災無線でも、今、石井議員がお示ししたラジオについても、かなり新しい機種が出てきています。今回、今お示しいただいたのはNTTの機種でして、設置も、NTTが、工事費も含めて、またタブレット端末ですか、それだと逆に記録もできるし、例えば安否確認も、そこでボタンを押せば全部集計できるとか、付加価値があるもので、住民アンケートをやるにも、それは、逆に使いますよというようなことで、いろいろなところから、提案がござい
ます。

単価的に、これは、そういった費用ですよということでご説明はありましたけれども、まだタブレット端末のほうは、何台、ロット数によりますけれども、かなり高い状況でございます。やっぱり今までは、32年まで、機器の都合で、デジタル化に対応しますよということでしたけれども、それは前倒しでしたいと、国の補助金制度を使った中で、検討を進めたいということ
でやっています。昨年も、1年間かけてやりましたけれども、費用面等で、なかなか予算化
までは進めませんでした。そういった中で、いろいろ新機種が出ていますので、早急にといい
ますか、進めた中で、議会のほうにも説明していきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） どこかで決断しなくちゃいけないと思います。早目に整理をしてい
だいて、適切な対応を求めたいと思います。

次に移ります。19ページであります。衛生費手数料ということで、清掃手数料、ごみ収集
手数料ということで、昨年度の予算と比較いたしまして、1,363万円の減額という予算提案と

なっております。いわゆるごみ収集でございますが、先般、一般質問をさせていただきましたが、これがそうですね、多分。平成26年度版御宿町ごみ収集カレンダーというんですけれども、まだ議会は終わっていないんですけれども、配られておりますね。これについては、少なくとも昨年よりは見やすいと、昨年よりは見やすいという町民の声も既に伺っているところなんです。これはどうしてなんですか。これが、この予算に、載っているんですか、載っていないんですか、よくわからないんですが、それについて、まず説明を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらのカレンダーにつきましては、寄附によりまして製作したもので、予算のほうには載ってございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 寄附によって、これは、読んでみますと、このごみ収集カレンダーは、広告主様の協賛により寄贈されたものです。寄贈されたものについては、表面に御宿町とございますから、現在、御宿町の所有ということですよ。それと、これは、多分、行政区が手配していただいて、そちらで配布されたと思うんですけれども、全町に配られているのでしょうか。それと、ちょっと時間も超していますので、もう一つ言いますけれども、これは、御宿町の所管ということでもありますけれども、2015年2月の部分、ちょっと小さいから皆さんには見えないかと思えますけれども、2月の2、3、4のところ、ここのちょうどピンクだから探し出せばわかるんでしょうけれども、可燃、古紙、缶というふうに文字が入っております。ここに、何かわけのわからない文字が入っているんですね。201何とか1とか3とか7とかと書いてあって、全く判読不能なんです。これは御宿町ですよ。なぜ全世帯に配られたかどうかと聞くかと申しますと、もう一つあるんですね、実はこのお知らせ版についてです。これは、平成26年3月10日、ナンバー644号ということで、多分一番新しいものですが、既にもっと新しいものはあるんですか、ごみ収集日程、排出方法変更についてというのがあります。ちょっと読ませていただきますね。4月から資源ごみの収集日程が変わります。また、ペット・発砲・プラ類については、収集場所も美化ステーションのみとなり、リサイクルステーションへの排出ができなくなります。リサイクル及び町内環境美化推進のため、皆様のご協力をお願いします。米印して、収集曜日が休日の場合は、変更があります。詳しい日程は、ごみ収集カレンダーでご確認ください。米印、リサイクルステーションに排出できるものは、カン・鉄類とビン・ガラス類のみとなります。それぞれ隔週での排出サイクルとなります。詳しい利用日程は、リサイクルステーションに掲示していますということで、お問い合わせ先とし

て、清掃センターの電話番号が載ってございます。これが、あと、表の中にもありますけれども、これは読まなくても同じことですよね。これは、町民全体、要するに全部に配られている。

そこで、お聞きしたいんですけれども、御宿台については、この方法で収集しているんですか。この方法で収集しているんですか。なおかつ、さっき言った読めないような状況、こういうものを町が承認して配付しているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、こちらのカレンダーにつきましては、全戸に配布されているものと思われま。

こちらの収集日程のところにつきましては、御宿台については、ごみ庫の排出となつてございますので、こちらの収集方法とは若干異なつてまいります。議員ご指摘のように、こちらの説明が、不十分な点がございましたので、改めて、詳細な収集方法について、周知のほうをしてまいりたいと思います。また、ごみカレンダーにおきましては、かねがねご提案の一部ではやはりまだ読みづらいという方がいらっしゃるということでございますので、旧カレンダー、従来のものを啓発とあわせて今後配付して、ごみの排出方法や引き続きの減量化等について、周知、啓発を行つてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。説明が十分に記載できていなかったことにつきましては、また十分に説明ができなかったことにつきましておわび申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） おわび申し上げますというので、これ以上、言うことはないんですけれども、本定例会の最中、本定例会は、町長の提案があつて、我々がそれに対して一般質問をいたします。議案を審議すると、特に今般は、新年度に係る重要な予算審議が、今、継続中ですけれども、しているわけじゃありませんか。これについてでも、先般も言いましたけれども、これは、いいことなんです、住民サイドの中で、協賛をいただいて、こういうカレンダーを配付していただくと、そういうことをきちんと報告すべきではないですか、違うんですか、行革大綱に書いてあるじゃないですか。ただ、結果、どうかということとは別です、仕組みそのものについてです。こういう形で、カレンダーについては進めると、ただこの内容については、もっともっと議論が、吟味が必要だったのではありませんか。その議会の最中に、全面的謝罪というのはどういうことなんです。きちんとやっていただきたいと思つてますよ。

今、読み上げたとおり、これだけ何度も言いますけれども、町民の方は、努力をされて縮減しているわけではありませんか。これも、新しいものはわからないですよ。例えばこれは、

23年度、これじゃないんです、これを白黒で印刷したもので、現物も見せていただきましたけれども、スリットが入って真っ黒けですよ。だから、町民の皆さん、これは、読めないと、きちんときれいな紙で印刷すれば、読めるじゃないですか。近隣の自治体も、これと似たような状況でやっていると伺っていますよ。

例えて言えば、電話帳でも、何冊も今のところ出ていますけれども、我々、全く混乱しません。自由に、その中から使いやすいのを使っています。あなた方が混乱を起こしているんですよ。これもそうですし、これもそうじゃありませんか。きちんと事務をやっていただきたいと思います。今、謝罪を受けて、きちんと行うという答弁もいただきましたので、次に移りたいと思います。

32ページであります、これは、総務費一般管理費という中で、13節委託料、社会保障・税番号制度対応のシステム改修委託ということのようでございます。金額が2,000万円ということでございますが、これは、いわゆる国民総背番号制へ向けての条件整理、事務整理というふうに位置づけだというふうに思うわけですが、今般のような事務の実態、それからたしか住基についても、まだ全国の自治体、100%完全に終えているんでしょうか、それが今の実態ではないかと思うですね。その中で、国民は、本当にこうしたものに、安心して行政に委任できるのかという不安が払拭できない状況だというふうに思うわけですが、この事務内容について伺いたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず、制度全般について、若干、私のほうから説明させていただきます。

社会保障、税番号制度、マイナンバー制度については、国民個々に重複しない番号を付与いたしまして、それぞれの個人情報、氏名、登録出生地、住所、性別、生年月日を中心的な情報としまして、その他の管理対象となる個人情報としては、社会保障制度、納付、納税、各種年金等、これに記録されることで、国民全体の個々の個人の情報管理の孤立化を図ろうとするものでございます。多くの情報を制度により管理することで、行政遂行のコストが下がり、国民の皆さんにとっても、自己の情報の確認や訂正がしやすいメリットがございます。今の流れで、全体のスケジュールといたしましては、27年12月までに番号の通知、28年1月に、制度開始、個人番号カードの交付、29年1月に国の関連機関間の連携の開始、29年4月には地方公共団体との連携が開始される予定となっております。

町では、平成26、27年で、住基、税務その他のシステム改修を行い、国との連携テストを行

ってまいります。また、あわせて個人情報関連情報の見直し、個人番号を町独自で利用する条例等の制定につきましても27年9月までに、個人番号カードを町独自で利用する条例につきましても、27年12月までに町独自として制度をつくっていくという予定でございます。

マイナンバー制度導入に係る地方公共団体のシステム整備について、国の財政支援で26年度から28年度にかけて措置する予定となっておりますが、まだ今のところ細かい点については、示されていないというのが現状でございます。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 付番の関係がございますので、私のほうから個人情報の保護について申し上げます。

マイナンバー法では、個人情報保護とプライバシーの問題について、特定個人情報の保護、情報提供記録の自己確認、特定個人情報保護委員会、特定個人情報保護評価・罰則の強化の5つで対応することとしております。

1つ目のマイナンバーのついた個人情報を特定個人情報と呼びますが、この保護につきましては、ほかの個人情報以上に厳格な取り扱いを確保しようとするものです。まず、民間企業はもちろん、行政機関であっても、マイナンバー法の規定によるものを除いて、特定個人情報の収集保管、特定個人情報ファイルの作成は禁止されます。マイナンバー法で認められた利用範囲でも、保有する特定個人情報を他の組織に提供する場合には、国が整備する情報提供ネットワークシステムの利用を義務づけるなどの制限を課します。

また、情報提供の記録は、情報提供ネットワークシステムに保存されるので、いつ誰が、どのような目的で情報提供を依頼して、どのような情報を得たのか、後から確認できます。このように、マイナンバーを含む個人情報には、さまざまな保護措置や利用制限があり、その利用状況なども監視できるようになっています。

2つ目の情報提供記録の自己確認ですが、マイナンバー法では、特定個人情報の提供に関する記録を情報提供ネットワークシステムに保存することとして、その内容を本人が確認できるようにいたします。その具体的な方法として検討されていますのが、マイポータルと呼ばれるサービスです。マイポータルとは、特定個人情報のやりとりに関する情報提供記録をインターネット上で確認できるサービスで、平成29年1月以降の運用を予定しております。

3つ目の特定個人情報保護委員会とは、マイナンバー制度における個人情報の保護等を目的として設置される第三者機関であります。行政機関や企業等における特定個人情報の取り扱いを監視監督する役割を担います。

内閣府設置法の規定に基づく中立性や専門性が必要な問題を扱うために、内閣から独立した地位が与えられた3条委員会として設置されます。みずから規則を制定できるなど、通常の行政機関よりも高い独立性を持っていると言えます。

4つ目が、特定個人情報保護評価ですが、これは、特定個人情報ファイルの保有変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みであります。マイナンバー法では、行政機関等の公的な組織に対しては、特定個人情報保護評価の実施を義務づけております。詳細は、特定個人情報保護委員会規則で定める指針で示されることとなりますが、特定個人情報の収集目的や収集方法、管理方法などを検討し、特定個人情報ファイルを扱う情報システムが、プライバシーに配慮した設計となっているかということを確認することとなります。

5つ目の罰則の強化ですが、マイナンバーを利用する行政機関の職員や事業者などの違法行為に対しては、厳しい罰則が適用されます。従来行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に定められている個人情報ファイルの違法な提供等よりも厳しい罰則とされております。

例えば、行政機関等の職員が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役または200万円以下の罰金もしくは懲役と罰金の両方が科せられることとなります。

このように、制度上の保護措置という観点から対策が講じられますが、詳細につきましては、まだ示されていないこともありますので、今後も、国の情報に注意して、対応してまいりたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 言われていることがさっぱりわかりませんが、多分、説明されている方もわからないと思うんですね。大体聞くと、これは、国が国民のデータを管理して、国民は、簡単に言うと全く何も使えないということを示しているじゃないですか。といっても、これは、行政機関が言っていることですので、そういうものではないかなということの理解をいたしました。これは、また細かい国からの指示もあるということで、今日はここでとめておきたいと思います。次に移ります。

35ページ、企画費の中の負担金補助及び交付金ということで、国際交流事業、それから19節工事請負費で、姉妹都市交流看板ということも出ているわけですが、内容を聞くといよりも、一つ提案がありますので、賛同いただければ事務について説明を受けたいと思います。

これは、実は、一般質問にも出してあったんですけども、時間の都合上、カットさせていただいたんですが、先般、メキシコから市長が見えまして、御宿小学校で児童とともに会食を

されました。その中で、子供たちと市長との交流があったわけでありますけれども、例えばメキシコというのはどういうことをご存知ですかとか、また逆のこととかがありまして、その中で、メキシコ料理を紹介する場面がありましたが、唐がらしの話題が出ました。唐がらしというのは調べてみますと、メキシコ原産で、8,000年前から食べられて、4,000年前から栽培が始まっているという非常に古い歴史を持ったものだと、それで結構、市のあるプエブラ州というのは、このメキシコの中でも、最も優良な唐がらしができるという産地であるということで、個人的に市長をお願いをしたわけなんですけれども、ちょうど市長の任期の中で、その準備は伺っていないわけでありますけれども、ぜひこの唐がらしということで、これは、メキシコの唐がらしを使って、学校教育の中で、校庭でも、また畑もございますから、そういう中で植えていただいて、教育の一環にも、私はなと思うんですね。それから、私たち、農村地帯の農家の方々、畑の隅に少し植えただけでも、簡単に、干しただけで、パッケージもできますので、そうしますと学校教育、そしてまた産業、また観光飲食店も含めて、御宿町の唐がらしというのは、ほかと違うんだと、由緒、いわれがあるんだという形の中で、大きな差別化にもなると、教育にもなるし、差別化にもなるというふうに思うわけでありますけれども、ぜひ、この唐がらし、交流についての提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 今年の1月下旬のテカマチャルコ市長来町の際、メキシコ産の唐がらしを分けていただき、メキシコと日本の交流発祥の地である御宿町で、栽培、収穫することで、御宿の作物として、あるいは加工品として、特産品に育てたいと、石井議員のご提案に、テカマチャルコ市長さんは快諾されました。輸出国でございますメキシコの規制や海外からの植物の病害虫の侵入を防ぐための規制である日本の輸入植物検疫の関係もございますので、メキシコ大使館を通じて、できれば、今お話がございましたメキシコの姉妹都市の提携をいたしましたテカマチャルコ市のあるプエブラ州の特産品種の種の入手ができればと考えております。特産品とする計画のほか、小中学校での栽培や給食での利用などができれば、姉妹都市交流に厚みが増すものと考えております。ある程度めどがつかましたら、ご報告させていただきたいと思っておりますが、直接の種の入手が難しいので、国内で手に入るメキシコ原産のもの、二、三、種を入手しております。これから、ポットで、ポット苗として、ある程度定植が可能になりましたら、学校等に配布していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 子供たちの食育、それから町の歴史等、そういった学ぶ面で、非

常にいい教材になっていくと考えておりますので、産業課のほうで、種の入手と準備が整って、調整しながら、学校のほうで、教材として活用できるかどうか、また検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ぜひ、御宿、そしてメキシコ、その2つの形として大きく育てていただきたいというふうに考えています。次に移ります。

42ページ、民生費であります。社会福祉総務費、11節需用費、消耗品費ということで、概要のほうでは、この中で、おむつですか、高齢者より乳幼児ということですが、この事業内容の詳細について、説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議員からのご指摘もございましたし、また住民の懇談会等でもお話が出ておりますが、今回、実施します内容といたしましては、現在無料でおむつ券を配っております要介護者の4から5の介護認定を受けている方、対象者が約60名いらっしゃいます。そのほかに、社協のほうで、それ以外で、おむつを必要としている障害者関係の方が10名いらっしゃいます。こちらの高齢者関係の方に配付と、新生児の方、出生時に、お祝いとして、当然おむつを使うという方が多いございますので、そういった出生時の届出の際に、新生児、対象としまして、今のところ40名予定してございますが、こちらは、45リットルの袋を50枚予定しております。月に約4枚程度という形で、積算してございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） いわゆる積算根拠は、一袋50円ということですのでよろしいわけですね。そのトータルが24枚ですね。私、せっかく新しい事業は組んでいただいて、大変ありがたいと思うわけでありませけれども、これは社会福祉費ですよ。自分たちで払うということではありませんか、これは。それで、この袋なんですけれども、これはたしか業者委託ですよ。これは、町内のお店から買うかどうかよくわかりませんけれども、例えば、町が、一定この部分の袋数、買い受けて、福祉のほうに渡すというとならなるんですか、それは。

もう一つ、時間がありませんから、結論めいた話をさせていただきますけれども、これは、趣旨をきちんと説明すれば、多分、業者の皆さん、無料で提供いただけると思うんですよ。これは、すごい金額じゃないですか、さっきの金額なんでしょう、手数料も入っているわけですが。これは、福祉のために、こういう方のために、丸々事業所にも買いますよ、寄贈さ

せていただきましたと。社会貢献は、普通いろいろ寄附をやられますよね、いろいろ形で木を植えたり。そういうことは可能じゃないですか、交渉してみたらいかがですか。これは、直接は無理ですよ、仕組みが違うわけですから。これはできないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ごみの袋の関係でございますけれども、庁内関係部署で、協議をして、検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私の言ったことは、どこまでできるかわかりませんが、買うということですよ。それだけの話じゃありませんか。それが行革大綱の中身の話なんでしょう。各課で連携して、予算も有効に使って、町民の福祉に寄与するということじゃないですか、一言で言えば。何でそんなことができないんですか。随分遠いんですか、隣の席がいいですか。課でも、一階上ぐらいの話でしょう。

それと、この紙おむつなんですけれども、今年の1月からなんですけれども、私も知らなかったんですけれども、リサイクルが可能になったそうですね。これは、きちんと処理をして、汚泥、それからパルプと分けるということで、これは、産学共同で研究がされて、3年間、試行運転をして、成果があったということで、今年、公表されております。九州なので、その事業所がここから遠いので、無理かどうかというのはあるんですけれども、それと先ほどのもしこういう袋、提供いただけると、そういうことも含めて、ちょっと余談になるかもわかりませんが、町表彰規程がございませぬ、御宿町は。先般、小さな親切運動ですか、そうしたものの再開ということもあったようでありませぬ、そうした一つ一つの善行に対して、町長名で表彰状を差し上げたらどうですか。表彰状は幾らかかるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 表彰状一枚については、大体、今70円程度です。

○3番（石井芳清君） 今の事業費で充分できるじゃありませんか。町長名のそういう表彰状は出したら、町長は下がりますか。全国には、そういう自治体はたくさんございませぬ。いいことはやったら、町長の名前で、表彰状は差し上げようと、励まそうと、町民もそうでありませぬ、職員でもそうじゃありませんか。この予算は執行する、いろいろな改革の提案があるじゃありませんか。いい案があったら、そういう職員を表彰したらいかがですか。また、1年間やって、いい結果を出したら、表彰したらいいじゃないですか。そこは、単に、今、持ってきましたけれども、4年以上、15年以上で、その6項に、前各号に掲げるもののほか、こ

れと同等以上の功績のあるもの、この中で読み切れますけれども、これは、それに議会決議は必要ですか、内部規定でしょう。町長の指示でできるんじゃないですか。それは、今、必要じゃないんですか。クラブ団体は立ち上げるのも、それは、否定はいたしませんけれども、そうしたことに、町長として、それをどう評価するのかと、町民の皆さんを励まして、職員の皆さんを励まして、いい町づくりしていくということじゃないんですか。そういうことはできないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） よくわかりました。いいご提案いただき、ありがとうございます。検討します。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 次にいきます。

76ページ、中学校費という中で、設計業務委託ということで、これは、概要説明のほうで、中学校に太陽光のパネルを設置したいというたしか予算であったというふうに思いますが、この内容、それからせっかくこういうものを予定されておりますので、ちょっと具体的な内容も含めて、それからこうした設置したものがどう教育に生かされるかということも、私は大変大事な内容だと思うんですね。その教育内容も含めて、この太陽光事業について、説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 御宿中学校の設計委託ということでございますが、こちらのほうについては、県の地域グリーンニューディール基金を活用して、太陽光発電と蓄電池を設置し、太陽光発電と蓄電池設備の設置を計画しておりまして、その実施計画を来年度に行いまして、27年度に設置工事を行ってまいりたいと考えております。

現在の設置の規模といたしましては、太陽光パネルが10キロワット、リチウム蓄電池は15キロワットアワーのものの設置を計画しております。太陽光の能力ですが、10キロワットというのは、太陽光発電設備の設備利用率というのがございまして、そういったその利用率を勘案した場合、28キロワットアワーが確保できるものとされております。通常は、校舎棟等を含め、活用をいたしまして、非常時には、避難所のテレビや電気ポット、防災無線や携帯電話の充電などに活用し、夜間については、蓄電池から、一部の照明、またテレビなどに活用することを計画しております。

教育効果ということで、環境とか環境教育の醸成をそういった形で図っていけるかというふ

うに考えておりました、計測器で、その機械について、どのくらい電気が発電できているかとかというようなデーターを子供たちのほうに示していければというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

82ページであります、先ほども出ましたが、体育施設費ということで、委託料ということで、指定管理料50万円、それから15節パークゴルフ場排水工事ということであります、たしかパークゴルフ場につきましては、観光協会に指定管理で委託をかけるというふうに伺っておるわけですが、この運営状況について、私は、報告が必要だったかと思いますが、どういふ運営状況になっているかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） パークゴルフ場とテニスコートにつきましては、今年度から一般社団法人御宿町観光協会が指定管理者として管理を行っているところでございますが、パークゴルフ場とテニス場の2月までの売り上げにつきましては、307万円でございます。昨年度の同時期に比べて29万8,000円程度の減となっております。

また、経費につきましては、2月の段階で、522万円ということでございまして、主にコース管理のための人件費や備品、消耗品などにつきまして、指定管理で計画され、当初、申請されていたときよりも、そういったものに経費がかかっているというような状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） たしか黒字での指定管理の入札のときは、そういう設計書であったというふうに理解しておりますが、これが、2年、3年ということになるわけでありましてけれども、1年目からこういう状態というのはいかがなものかなというふうに思うことと同時に、先般の温泉町づくり事業の委託という最終的な事態、執行できなかったということもあるわけですが、それから先ほど出ましたいわゆる観光関連の委託、それから駐車場の委託は、たしかここにもありましたか、そうしたものは、本当にこれできちんと執行していただけるのかということで、私は、疑念は抱かざるを得ないわけですよ。今後、こうした事務について、どう取り扱っていくのかという簡単なことについてだけ答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 現在の指定管理ということで、25年度から27年度までということで、観光協会のほうで、指定管理の期間がございます。今回も、排水の施設整備ですとか、昨年度は、テニス場のトイレの改修といったところで、町としても、設置者としての環境整備の

向上に努めているところでございますが、指定管理者につきまして、今後、収入増や管理経費の削減に努めていくものと思っておりますが、当初計画よりも経費がかかっているというのが現状でございますので、指定管理者の中で、町としては、運営をしていただくというような形で考えております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 観光業務につきましては、今までも、特に問題なく事業を遂行していただいておりますが、今まで以上に、連絡を密にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚、1つ、2つ、ちょっとお聞きします。

35ページの企画費の中の負担金、補助金、交付金及びその中の国際交流事業100万円、今までは、50万円ぐらいしかついていなかったと思うんですけれども、これが100万円になったということは、国際交流事業という形の中で、どういう内容、事業計画がこの100万円の中に含まれているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） こちらは、ただいま議員さんがおっしゃられていた規定、例年50万円でございますが、この50万円につきましては、せんだってテカマチャルコ市長がお見えになりましたが、次年度、メキシコの学生さんたちを20名お迎えして、事業を行うというための経費でございます。こちらの事業につきましては、実施主体といたしましては、日本メキシコ交流プログラム委員会というものがございまして、そちらのほうを中心に行っていて、町といたしましては、学生のアテンド、成田空港へバスで迎えに行ったり帰りだったり、また団体で近所に出かけるなどのアテンドをすることと、あと歓迎レセプションですとかスポーツイベント、こちらに参加していただくお手伝いをする計画でございます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 実は、今、課長が申し上げましたけれども、一昨年、町長が、メキシコへ行かれたときに、何かそういう計画も話されたとか、あるいはテカマチャルコ市長が、本町を訪れたときにも、交流をしないと、姉妹都市を結んで、そういった文化交流もしたい、あるいはいろいろな意味でのもっと御宿とメキシコとの交流も続けたいというような話をされたというような話も聞きまして、そういう中で計画されて、これは、当初の予定は、一応、中止になって、再度この計画を検討し、実施するという形に、運びになったというんですけれど

も、今おっしゃったようなこれは、もとをただせば、御宿町の町長が、そういうお話をされて、こういう段取りになったというようなことを聞いております。よって、この交流事業の予算、これは、課長はどのぐらいか聞いていますか。1カ月、約1カ月ぐらい、20日ですか、20名が、1カ月近く御宿を中心にして、日本の文化に触れて交流するということに関して、総額予算は聞いていますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 正確な総事業費はまだ聞いておりません。ただ、メキシコ政府のほうから日本円にして300万円程度の補助金が出ると伺っております。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） それを中心として、前後、予算が確定していくんだろーと思えますけれども、御宿町が、やはり発起人みたいな形で、この事業が進んできているという形の中で、50万円の負担でという部分は、いかななものかなと、あるいはまた今年度で、今年度限りで、次年度からの交流を考えているのかどうか、それをちょっとお聞きしたいです。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） こちらの事業でございますが、NPO法人のワンワールドコントリビューションというところが事業として行うと伺っております。こちらで、スポンサーなども募るといようなことを聞いております。次年度以降の資金調達ですとか事業の継続については、今のところ、お話を伺っておりません。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、貝塚議員さん、ご指摘いただきました点でございますが、およそ確実な全体予算というのは固まっております。およそ800万くらいになるのか、それでそのうち3分の1程度、メキシコ政府から、そしてその中には、参加される学生の航空運賃、これがやはり3分の1ぐらいいってしまうんですね、300万円程度。そして、地元負担として、残り3分の1ということでございますが、実際に経費として出るのは、先ほど田邊課長が申し上げたということは、いろいろなこちらの役場の会議室とか、あるいは中央国際高校の会議室をお借りするとか、あるいは千葉工業大学の研修センターをお借りするとか、そういう形が経費計算される。だから、それが、やはり200万円とか250万円ありまして、しかしながらそれは、一応、形としては、そういう事業費として、メキシコ政府に申請して許可を得る。第一次査定は通っていますので、間もなく、今、今度4月になりますけれども、日本式に言えば交付確定というんでしょうか、そういうことが来ると思うんですが、そういう形でございます。そういう

ことで、初めての事業でございますので、ぜひ成功させたいし、内容も見まして、来年度も、状況を見まして、先ほど出ましたように、メキシコの方々が、また御宿に来たときに、地元学生、中学生、小学生、みんなが交流したり、そういうことも、当然、行いますけれども、ぜひ成功させたいと思っています。そういう状況を見ながら、また来年度は検討していきたいと思っています。ぜひ続けたいとは思っております。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 続いて、観光関係でお聞きしたいのは、観光事業の中の100万円の温泉事業補助金ですか、これが計上されているんですけども、この温泉事業、これは、どこがどのようにこの温泉事業を申請していくのか、ちょっとそれをお聞きしたい。これは、国からのいただいた温泉事業はできなくなったと、そういうことで、1,350万円のお金、これは使えなくなったということで、それで、なおかつここに事業補助金として100万円が計上されている、私は、これは腑に落ちないんですけども、これについてちょっと説明してください。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 御宿温泉町づくり事業補助金の100万円は、温泉町づくりを推進するため、温泉施設を経営される方を対象に、補助制度を創設させていただくものでございます。温泉事業の有用性は、先ほど来充分ご審議いただいているところでございますが、このいい経済循環に弾みをつけるために、集客の核となる宿泊施設、こちらに温泉を導入していただきたいということで、予算計上させていただいております。

補助は、町の税務住民課へ、鉱泉浴場経営申告書、こちらを提出、受理され、入湯税の特別納税義務者となられた方を補助対象としておりますので、特に先ほど来からの国の交付金事業で行うということではなく、税務課のほうへ申告をしていただいて、温泉浴場を経営するというようなことになられましたら、補助の対象とさせていただくという趣旨のものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） ちょっと納得がいかないというか、わかりませんね。今、課長が申したことは、本当にその気持ちでというものがあったんだとしたら、何で国に申請した温泉町づくり事業を積極的にかかわって、この事業を進めていくということであればわかったんですけども、どうも、片方を潰しておいて、片方を進める、だけど受け皿はないでしょう、これは。事業体はあるんですか。事業体は町なんですか。補助金を出すのに、ただ町、税務課へ来て申請して、温泉宿として許可をとってやれば、補助金が出しますよ、おかしいんじゃないですか、これは。どうも私は、これは納得できないので、申しわけないけれども、これは賛成

できないですね。こういうことを考えていたのであれば、もうさんざん言ってきたから、私は言いたくないんですけども、何で最初にこういう事業をやりますからと、こういうことをしますから加入してくださいよ、こうしてみんなして、温泉事業、立ち上げてくださいよということができなかったのかというんですよ。これは、こういうことをやってやっても、やる場所は、一軒も出てきませんよ。自分で、だって、大多喜なら安価で持ってくるか、自分で大多喜にとりに行くんですか。自分で、温泉は掘ってやりますよということで、これをつけるんですか、考えられないよ。事業主体があつて、初めてそこから、こういうことでやりましょうと行って申請して、補助金はつきますよということであるんならいいけど、全く事業体がないじゃないですか。私の考えが間違っているかどうかわからないけれども、私は、これについては、どうも納得がいかないです。ですから、これは、ちょっと予算から外すべきではないかなと思いますよ。ここまでも、温泉まちづくりをしていくんだ、推進していくんだということだったら、調査費ぐらいにしておけば、まだ私も、賛成できるし、協力できるし、やっていこうという気になりますけど、国の事業で、国からいただいたお金でできなかったけれども、私は、町長が、町民に公約したから、何としてでも温泉事業を進めたいんだと、国や県の補助金をもらわずに、町独自の予算で進めていくと、そのためには、こういう助成をいたしますよ、よって、許可をいただいて、こうしてくださいと、町の観光課が、先進事業部か、あるいは事業体か何かを設置して、それでやってみましょうというんなら納得しますけれども、事業体がないじゃないですか。ないのに、今、言ったようなことで、申請して、それで分けますよ、おかしいじゃないですか。

ですから、これは一旦取り下げるべきだと思いますよ。事業ができなかったんですから、名目を変えるか、あるいは取り下げるかしてと私は思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど田邊課長が説明をいたしましたけど、この一連の温泉の町づくり事業の経過の中で、ある時期に、先ほどもいろいろご意見いただきましたけれども、この総務省所管によります温泉事業の対象と、そして地元温泉を活用した皆様方の状況がございまして、そういう中で、広く温泉事業を展開していくために、このような補助要綱を設けて、補助金を設置させていただいたわけでございます。

そういうことで、非常に及ばせながらといいますか、小さいものでございますが、できるだけ活用していただきたい。結果として、総務省補助金事業はできないことになりましたけれども、私も、公約として上げた面もございまして。それと、観光協会の理事会とか資格委員会の中

の会議の中で、このことについて説明をさせていただいたときに、ご質問がありました。そのときに、これは、どういう形で適用されるんですかということでご質問がありましたので、今、それは、田邊課長が申し上げたとおりで、温泉事業を進めている方々には、皆さん、適用になりますということで、補助要綱の中にも、総務省の事業のみとか、または地元温泉事業だけとかという表現は全くございません。そういうことで、総務省所管によります事業はできなくなりましたけれども、この補助要綱、補助金については、計上させていただいたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉帆君。

○11番（貝塚嘉帆君） これで3回目ですから、今の町長が言ったことに関しては、それは、私は、約束したからということなんでしょうけれども、再三言うように、去年の時点で、4月の時点で、私は、課長に申し上げていた、こういう事業はできないんですかと。そうすれば、こうですよということを言っているにもかかわらず、それでいて、私は、納得がいかないのは、事業者がないのに、どうやってあれするんですか。仮に、私は、じゃ温泉事業はやろうとして、町にあれする、あなた、どこからどこの温泉をどうやって引っ張ってくるんですかと言ったときに、ないですよ。じゃ、町が話してあった事業はなくなったけれども、そこの温泉へ行けば、大多喜の温泉へ行けば、もらえますよ、そうしなさいよ、そういうご指導なさるんですか。あるいは、クアハウスへ行って、もらって、事業はやりなさいよ、そうすれば10万円補助金はつきますよということなんですか。だって、その仲介ができる事業者がないのに、どうやってやるんですか。仮に、元湯さんに個人でいって、やりなさいよと、私は、個人で行ってくれますか。事業者が契約してあって、それで事業者から分けていただくということであればできると思いますけれども、ちょっと私は腑に落ちないですけれども、とにかくこれは、私は、減額していただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

観光費の御宿温泉まちづくり事業補助金100万円の減額修正動議を提出します。

○議長（中村俊六郎君） ただいま10番、滝口一浩君から修正動議の提出がありました。修正動議に賛成の方はいますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 修正動議が成立いたしました。修正動議を日程に追加し、追加日程

第1号として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

(午後 4時38分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4時48分)

◎時間延長の件

○議長(中村俊六郎君) お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(中村俊六郎君) 発議第2号 議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算に対する修正動議を配付いたします。

10番、滝口一浩君、登壇の上、説明願います。

(10番 滝口一浩君 登壇)

○10番(滝口一浩君) 10番、滝口です。

発議第2号 御宿町議会議長、中村俊六郎様。

発議者 御宿町議会議員、滝口一浩。

賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼、賛成者、御宿町議会議員、土井茂夫。

議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。

地域経済循環創造事業交付金1,350万円を活用した当初の事業計画が破綻し、事業主体である御宿町観光協会が事業継続しないことになった。平成26年度一般会計予算に必要なない予算の修正を求める。

修正案については、別紙、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算に対する修正案のとおりです。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 次に、賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、発議第2号は可決することに決しました。

発議第2号が可決されましたので、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算について、修正動議による修正部分を除いた一般会計予算の討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許可いたします。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

私は、平成26年度御宿町一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

政府は、3月20日に、4月からの消費税増税も強行する過去最大の総額95兆8,823億円に上る2014年度一般会計予算を成立させた。この予算は、消費税率8%への引き上げ分だけで史上

空前の8兆円もの大增税となり、さらに消費税増税分は、全額社会保障に充てるとの政府の説明により、年金や医療、生活保障など、社会保障の給付は軒並み削られるなど、増税とサービス単価は落ちて、10兆円とも言われる負担を国民に押しつける一方で、大企業には、復興特別交付税の1年前倒し廃止などで優遇し、軍事費は、2年連続で増額するなど、国民の暮らしを破壊し、軍拡を進める予算となっている。政府は、今からでも緊急に消費税を休止し、国民の暮らしを守る予算に転換すべきである。こうした暮らし、福祉切捨ての国の政治から、町民の暮らしを守り、希望ある町づくりをどう進めるかが問われています。

しかし、今の御宿町は、町長ご自身の公約である温泉まちづくりにおいて、町の持論を示せぬまま、観光業界の温泉まちづくり事業の費用の一部として、国から交付設定を受けた地域循環創造事業交付金1,360万円は取り下げるなど、特区としての信頼が揺らいでいます。さらに、事務においても、水道事業の補正予算の既決に見られるように、政策立案、執行、連携など、事務執行の基本に多くの課題を抱えています。

御宿町は、わずか25平方キロに8,000人の住民が住む小さな町ですが、歴史、伝統、文化、海、山、食材、どれをとっても、他から秀でたものを持っています。何よりも、人気あふれる町です。類似団体の予算規模から5億円も多い31億円の予算を有効に使うことができるならば、希望ある町づくりは可能です。平成25年度も残りわずか数日です。この1年間、それぞれの職責にあるものが、何が足りなかったのか、どうすればよい結果が生まれたのか、真摯な反省を求めることです。そして、4月1日から新たな御宿丸が船出できるかどうか、全て町長ご自身にかかっていることを申し上げて、反対討論を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ほかに本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第17号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村俊六郎君） 起立多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、発議第1号 町道0110号線危険箇所に係る信号機設置に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、説明、お願いします。

（9番 瀧口義雄君 登壇）

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

議長より指示いただきましたのでご説明いたします。

発議第1号 平成26年3月10日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

町道0110号線危険箇所に係る信号機設置に関する意見書を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由は、町道0110号線危険箇所に係る信号機設置に関する意見書案のとおりですので、それを読み上げさせていただきます。

町道0110号線危険箇所に係る信号機設置に関する意見書案。

本路線は、国道128号線と、県道、勝浦、布施、大原バイパスをつなぐ町の主要幹線道路であります。また、沿線の御宿台区は、町最大行政区として着々と人口が増加しており、館山道の全面開通や千葉圏央道の開通とあわせ、交通アクセスの向上に大きな役割を担っております。しかしながら、当該路線は、街区と街区を結ぶ交差点においても、信号機の設置がなされておらず、交通上、大変危険であり、地域住民方も、信号機の設置を求める声が多く上がっているところ です。

また、御宿台区は、65歳以上の人口（平成26年1月末現在）が、64.3%と高齢化率の進展が著しいことに加え、近傍地に保育所移設も予定され、送迎等で、今後ますます交通量の増加が見込まれる中で、交通の安全性の確保に向けた信号機の設置は、最も重要な課題であると考えています。

これまで、町において、減速を促す路面舗装や注意看板の設置、見通し確保のための樹木の伐採など、さまざまな対策に取り組んでいるところですが、依然として非常に危険な状況が続いており、交通事故リスクの高い子供や高齢者を守る上で、信号機による規則的な交通秩序維持を図ることは必至であります。よって、地域住民の安全・安心な生活環境を確保し、未来を担う子供たちが、安心して過ごせる保育所環境を構築するため、地域の実情をお酌み取りの上、町道0110号線噴水広場脇交差点へ信号機を設置されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

いすみ警察署長、大山邦英様。

御宿町議会。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ただいま動議がありました。賛成の方はおりますか。

動議が成立いたしました。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私は、御宿台出身の議員として、この件について、一言、述べさせていただきます。

私は、初当選以来、平成10年10月に、区の土木委員と職員の兼務はいかがなものかという指摘を受け、自治会の役員にその旨を話したところ、かわりのものが探すまで、直ちには辞職ができませんでした。約1年半前に、かわりが見つかりましたので、正式に辞職しました。私は、区役員を受託するにあたって、前職が地方公務員の土木技術職であったため、区役員から町の土木委員に推薦され、4年半、務めさせていただきました。この間、この意見書の交差点につきましては、町当局との打ち合わせ会議の席上、信号機設置を要望してきました。また、近々では、今年のたしか6月だと思いますが、町総務課、夷隅建設所交通課、自治会役員で、同交差点の現地調査診断をし、早急に信号機の設置を要望しました。私も、技術の端くれですが、特に道路問題については、区役員に相談を持ちかけられ、御宿台区出身の議員でありますし、1年半の任期を全うしなかった負い目もありますので、積極的に、一区民として、時間のあいだの限り、極力ボランティアに協力しているつもりです。これからも、区民に寄り添いながら、諸問題を区役員とともに、また区民一人一人のために、積極的に少しでも御宿台域が住みやすい住環境を維持できるよう頑張っていく所存です。

どうか議員の皆さん、悲願の信号機設置に、寛大なる見識を持って、賛成してくださることを切に望みます。どうかよろしくお願いいたします。

最後に、町民の一人でも交通事故に遭わないよう、願わざるを負えませぬ。長々の静聴、ありがとうございました。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第5、請願第1号 広域ゴミ処理施設建設にともなう県道の整備を求める請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

3番、石井芳清君。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長よりご指示いただきましたのでご説明いたします。

請願第1号 広域ゴミみ処理施設建設にともなう県道の整備を求める請願書について。

住所、千葉県夷隅郡御宿町上布施1349の2。

氏名、御宿町上布施区長、永石伸一。

紹介議員、小川征、大地達夫、新井 明、石井芳清。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由、平成26年2月16日、御宿町上布施コミュニティ消防センターにおいて、夷隅郡市広域市町村圏事務組合より、地域の懸案である夷隅郡市広域ごみ処理施設建設の住民説明が行われ、夷隅郡市広域ごみ処理施設は、平成30年の完成を目指すこととあわせて、御宿町からのごみの搬入計画は、県道174号線、勝浦布施大原線を使用するとの説明は受けました。かかる

道路は、区民にとっても生活道路であり、尾根を通り、カーブと坂道で幅員も狭く、普通自動車でも、対向車との交差に支障を来す状況で、この間も、県当局に対し、整備の要望を求めてきたところであるが、ごみ処理施設が稼働し、清掃車等の大型車が頻繁に通行することによる交通事故等の増大が懸念され、交通の安全を確保するために、全面整備が急務と考えます。

夷隅郡市広域ごみ処理施設の供用が開始されるまでに、県道174号線の上布施から広域農道の間全面整備及び道路整備にあたり、線形や安全対策等、地元との協議の場を持つことをお願いするため、意見書を提出するものです。

詳細な内容は、添付資料のとおりです。採択くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採決することに賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、小川征君、大地達夫君、新井明君から、発議第3号広域ゴミ処理施設にともなう県道の整備に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

3番、石井芳清君。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長より指示いただきましたのでご説明いたします。

発議第3号 平成26年3月26日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。

賛成者、御宿町議会議員、小川 征、大地達夫、新井明。

広域ゴミ処理施設建設にともなう県道の整備に関する意見書を御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) 発議第3号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第3号は議案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(中村俊六郎君) 以上で、今定例会の議事日程は全て終了しました。

続きまして、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 平成26年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、水道事業会計補正予算が一度否決されましたが、皆様の

ご理解をいただきまして、ご承認いただきました。ありがとうございます。

また、否決されました一般会計補正予算につきましては、真摯に受けとめたいと考えております。

また、撤回させていただいた議案もあり、平成26年度一般会計予算につきましては、修正動議が提出され、一部修正をいただきましたが、17案件について、議員の皆様のご理解によりまして、ご承認、ご決定いただき閉会の運びとなりました。

誠にありがとうございました。

ご承認いただきました平成26年度各予算によりまして、町政各般にわたり、所期の施策を推進し、町政の一層の伸張と町民生活の向上発展に寄与してまいりたいと存じます。

会期中、全般にわたり、議員各位により賜りましたご意見、ご要望につきましては、今後、充分これを検討しながら、町政の運営を進めてまいる所存でございます。どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほど、お願いを申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。新年度予算及び行政改革大綱等が可決されました。多くの課題がありますが、行政、議会、町民が一体となり、笑顔と夢があふれる町の実現に向けて前進しなければなりません。

以上で平成26年御宿町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 8月12日

議 長

中 村 俊 六 郎

署 名 議 員

瀧 口 義 雄

署 名 議 員

滝 口 一 浩